

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 27 年 3 月 11 日 (水)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 50 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安齋・松田・濱本・山口・ 横田各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

「広告板の落下対策に関する督促の未実施について」

○建設部長

建設部建築指導課で担当しております屋外広告物の安全管理の業務にかかわりまして、広告板の落下対策に関する督促の未実施について御報告を申し上げます。

平成19年に東京都新宿区で発生した看板落下事故を受け、国土交通省から、容積率400パーセント以上の区域にある3階建て以上の建物で、竣工後おおよそ10年以上経過したのものに取りつけられた広告板の取り付け状況等を調査し、その結果の報告を求めるようにとの通知があり、対象者に点検結果の報告を求めておりました。このときには113件に送付し、48件から報告を受け、未報告が65件でございました。その後、未報告物件のうち12件の物件が解体されたため、現時点における未報告件数は53件となっております。

平成20年以降、国から、この調査の未報告者に対する督促を行うようにとの通知が出されておりましたが、本市では、この内容を正確に把握せず、さらにこれら督促に関する業務を行っていなかったことが判明いたしました。こういった事態が発生したことにつきまして、大変申しわけなく、深く反省をしております。

判明いたしました経過につきましては、広告板の落下対策に関する報道機関のアンケート調査が2月23日にあり、その回答の中で、平成26年度の督促の未実施がわかり、さらに調査したところ、3月4日に平成20年以降実施していないことが判明したところでございます。

現在、事故発生の原因の調査を行っているところでありますけれども、今回の事故はチェック体制の甘さや前例を踏襲した事務処理などが要因にあると考えておりますが、今後、再発防止対策を検討し、このようなことが再び起こらないように細心の注意を払い、業務に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、平成27年2月15日に札幌市中央区で発生した落下看板事故を受け、国土交通省から同様の通知があり、3月2日に対象者へ点検依頼及び点検結果の報告を求める書面を送付するとともに、19年時点での未報告者53件につきましては、3月5日に別途報告を要請する書面を送付したところでございます。

大変に申しわけございませんでした。

○委員長

「平成26年度小樽市住宅リフォーム助成事業について」

○（建設）建築住宅課長

平成26年度小樽市住宅リフォーム助成事業について、補助金交付件数等が最終的に確定しましたので、資料に基づき、御報告いたします。

1の補助金交付確定件数についてであります。第4回定例会の当委員会で、補助申請の状況を報告した以降に、当初の当選者の1件から取りやめ届が提出されましたので、最終的な交付確定件数は合計で104件、取りやめ件数が26件となりました。

次に、2の補助金の確定額等についてであります。補助金確定額が総額で1,611万6,000円となりまして、1件当たりの平均金額は15万5,000円となりました。

また、リフォーム工事費の総額は2億1,172万3,000円となり、1件当たりの平均金額は203万6,000円となりました。

次に、3 の省エネ改修工事件数についてであります。104 件のうち 12 件が省エネ改修工事を実施しております。

次に、4 の工事請負業者数についてであります。資格登録業者 137 社のうち、当該事業におけるリフォームを請け負った業者は 61 社となっております。

○委員長

「市営若竹住宅 3 号棟の整備について」

○（建設）越智主幹

市営若竹住宅 3 号棟の整備について御報告いたします。

3 号棟は、平成 24 年度に北海道からの事業主体変更により市営住宅となり、現在は政策空き家の状態で管理しており、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、28 年度から 29 年度の 2 か年で、全面的な改善及び耐震補強工事を計画しておりました。しかし、3 号棟は、この 3 棟の中で一番初めに建設されており、耐震構造上有効な建物内部のコンクリート壁の配置が不均等なことなどにより、建物全体の強度が不十分であるため、大がかりな補強工事を要し、新築並みの工事費用となることが判明したことから、費用対効果の面から建替えによる整備の検討を進めてきました。

また、建物 1 階の店舗部分の各区画を所有する区分使用者の方々にこれらの状況を説明し、今後の営業等のお考えをお聞きする中で、市が建物と移転についての損失補償をすることでおおむね御理解をいただいたことから、市営住宅単独での建替えで整備することといたしました。

今後のスケジュールは、27 年度に補償費算出のための調査委託、28 年度に補償契約、設計委託及び解体を行う予定で、その後、建替え工事といたしました。

市営住宅としての入居は、長寿命化計画の予定から遅れますが、まちなかでの子育て支援やユニバーサルデザインに対応した新しい住宅の供給に向けて整備してまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市住宅マスタープランの策定について」

○（建設）越智主幹

小樽市住宅マスタープランの策定について御報告させていただきます。

小樽市住宅マスタープランの策定につきましては、昨年の第 4 回定例会の当委員会において、全体の構成と基本理念、基本目標、主な施策と事業及び前回のマスタープランとの施策の変更等について御報告させていただきましたが、このたびその策定作業が完了いたしましたので、御報告いたします。

なお、策定に当たり、本年 1 月 5 日から 2 月 4 日までパブリックコメントを実施しましたが、御意見等はございませんでした。その後、2 月 9 日に開催した小樽市住宅マスタープラン策定委員会を経て、最終的に 2 月 19 日に開催いたしました小樽市住宅行政審議会の答申を受けまして策定したものであります。

お手元にあります資料、小樽市住宅マスタープランに基づきまして、その概要について説明いたします。

お手元の資料で、写真のある表紙の次のページが市長の挨拶になっておりまして、その次のページが目次になっております。その目次をごらんください。

1 章と 2 章は目次の項目で説明し、3 章から 6 章までは資料を開きながら説明させていただきます。

まず、一番上の第 1 章が、計画の目的と方法となっております。ここでは、計画策定の目的、方法、計画の位置づけ、計画期間及び策定体制について記載しております。

なお、住宅マスタープランの計画期間は、平成 27 年度から平成 36 年までの 10 年間としております。

次に、第 2 章が住宅事情と課題ということで、本市の住宅事情、関連既定計画における取組方針、市民等意向調査、現行プランの進捗状況及び住宅施策の課題について記載しております。

2 章の 1 の小樽市の住宅事情については、各種統計資料に基づき、本市の人口や住宅等の概況を記載しておりま

す。

2 の関連既定計画における取組方針については、第 6 次小樽市総合計画や都市計画マスタープラン、さらに関連する福祉等の計画の概要について記載しております。

3 の市民等意向調査は、昨年 6 月に市民の皆様 2,600 人と関係団体の 400 人を対象に実施したアンケート調査について記載しております。

4 の現行プランの進捗状況は、平成 17 年に策定した現行の住宅マスタープランの進捗状況と評価と課題を記載しております。

5 の住宅施策の課題は、第 2 章の各項目の状況把握と整理、分析を行う中で抽出した 13 項目の課題について記載しております。

それでは、第 3 章の基本目標ですけれども、67 ページをごらんください。

基本理念を「小樽に住まう 安心、安全、快適な住環境づくり」としました。

次のページ、68 ページをごらんください。

基本目標については、「目標 1 小樽の風土に根ざした良質な居住環境づくり」、「目標 2 子どもから高齢者まで安心して暮らせる住環境づくり」、「目標 3 既存ストックの有効活用」の三つとしました。

次に、72 ページをごらんください。

4 章の施策の展開方向です。一番左側に第 2 章で抽出した 13 項目の課題、その右側に基本理念と三つの基本目標、その右側に基本目標に対応した施策の展開方向、右の 73 ページには主な施策と 52 の事業を掲載しております。現行計画の事業を継続して実施するものが多いですが、新たに掲載する事業の主なものについて説明いたします。

74 ページをごらんください。

「1 - (1) まちなか居住の推進」で、これは中心市街地を含めたまちなかに安心とにぎわいを創出するまちなか居住の推進を図り、まちなかにおける居住誘導施策を展開するものです。事業の内容として、表に示しておりますが、事業者との連携及び支援、既存借上公営住宅制度の検討、まちなか居住誘導施策の検討、助成制度等のまちなか優遇策の検討を新たに掲載しています。このうち既存借上公営住宅制度は、まちなかで既存の民間共同住宅の空き住戸を住戸単位で一定期間借り上げることで、公営住宅を供給しようというものです。

次に、75 ページの「1 - (2) 良好な住宅市街地づくり」では、事業の内容の上から二つ目と三つ目、長期優良住宅の普及啓発、雪処理に配慮した住宅の普及啓発を新たに掲載しています。長期優良住宅とは、耐震性や耐久性、省エネ性能などで一定の基準を満たすことで、税などの優遇措置がある住宅のことで、その普及啓発を進めます。

次に、77 ページをごらんください。

「1 - (3) 住まいの情報の充実・強化」では、事業の内容の一番下に、移住に関する情報提供があり、これは小樽に関心を持っていただいた方が最初に見ると思われます小樽市のホームページのトップページに、移住に関する項目を設定し、その中でさまざまな情報提供を行い、市外からの移住や二地域居住を推進するものです。

次に、78 ページをごらんください。

「2 - (1) 安心して子育てできる住まいづくり」では、事業の内容の二つ目に、子育て支援住宅の整備検討があり、これは今後、公営住宅を建替えや新設する場合には、一定の戸数を子育て世帯に限定した入居とし、子育て仕様の間取りとした子育て支援型公営住宅の整備を検討するというものです。

次に、84 ページをごらんください。

「3 - (1) リフォーム・中古住宅市場の活性化」では、事業の内容の上から 4 番目の住宅エコリフォーム助成の検討があり、これは当委員会から提案がございまして可決しました小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例に基づき、エコリフォームの支援に取り組むものです。

次に、90 ページをごらんください。

「3－(4) 空き家等の対策」では、事業の内容として、空き家・空き地バンク制度の活用、空き家活用支援策の検討、空き家の適正管理に向けた方策等の検討を新たに掲載しています。空き家の適正管理に向けた方策等の検討については、空き家等の特別措置法を受け、今後、本市の取組を検討するものです。

以上が、新たに掲載した主な事業です。

次に、91ページをごらんください。

第5章、重点施策の展開方向で、まちなか居住、子育て支援、空き家対策の三つを重点施策としています。これは、策定に当たっての会議等で多く御意見をいただき、現在の小樽市の人口や住宅の状況から、重要な課題と考え設定したところで、課題解決のために取り組むべき事業と展開について記載しているほか、次の92ページには、まちなか居住のエリア図を記載しています。

次に、94ページをごらんください。

第6章、計画実現に向けてということで、計画を進めるため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担うことの必要性について、また、95ページには事業の進捗管理を行っていくことを記載しております。

次の96ページから98ページまでは用語解説がありまして、99ページ以降は関係資料で、策定委員会の設置及び運営の要綱、委員名簿及び委員会等の開催状況、パブリックコメントの実施状況等となっております。

以上が住宅マスタープランの概要ですが、今後は、本プランについて、市のホームページ等に掲載しながら周知を図るとともに、本プランを活用して市民の皆様や事業者の方々の協力をいただきながら、住みよい住環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市道路ストック修繕更新計画の策定について」

○(建設) 建設事業課長

小樽市道路ストック修繕更新計画の策定につきまして説明いたします。

本市の道路ストック修繕更新計画は、山梨県の中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故に伴う国からの通知に基づき、道路ストックの点検を実施するとともに、修繕更新計画を策定し、適切な時期に対策を講じることで第三者被害を未然に防ぎ、道路の安全で円滑な交通を確保することや長寿命化によるライフサイクルコストの削減を目的として策定しております。

なお、本計画では、道路ストックをトンネル、舗装、道路附属物、擁壁の四つに分類し、さらに道路附属物につきましては、道路照明、大型道路標識、鋼製大型視線誘導標、横断歩道橋の四つに区分しております。

本市におきましては、これらの道路ストックについて、平成24年度末にトンネルの点検を行い、ほかのストックにつきましては、26年度に実施しております。

計画につきましては、トンネルも含めて全体で26年度に策定しておりまして、このたび取りまとまりましたので、報告するものであります。

それでは、お手元に配付しました資料に沿って概要を説明いたします。

まず、1ページをごらんください。

1番と2番に、計画の概要と目的について記載しております。3番では、計画の対象路線について記載していますが、対象は幹線道路とされておりまして、本市においては緊急輸送道路、バス路線及び国道迂回路が該当し、合計で63路線、延長57.7キロメートルとなっております。

また、下段の表1に対象施設数を記載しておりますが、トンネルが5本、舗装が57.7キロメートル、道路附属物のうち道路照明が661基、大型道路標識が90基、鋼製大型視線誘導標が144基、横断歩道橋が1基、最後に擁壁が9か所となっております。

右の4ページには、表2として、対象路線の一覧表を記載しております。

次に、3 ページと 4 ページをごらんください。

対象路線の位置図を塩谷・蘭島地区、桜・新光地区、銭函地区、そして中心部・北地区に分割して記載しております。

次に、5 ページをごらんください。

4 番として、計画の策定手順について記載しております。手順としましては、トンネルや舗装といった施設の分類に応じて、損傷度を判定した後、道路利用者への影響や路線の重要度を考慮して優先順位を設定し、費用の平準化も念頭に置いて策定していきます。

個別の手順についての説明は省略させていただきますが、5 ページから 6 ページにかけて（1）としてトンネル、次に 7 ページをごらんいただきまして、（2）として舗装、8 ページに（3）として道路附属物、そして 9 ページをごらんいただきまして、（4）として擁壁を記載しております。

最後に 10 ページになりますが、5 番として、この計画において修繕更新の対象となった道路ストックについて記載しております。優先度と事業費平準化の観点から考慮しまして、本市が今後 10 年間で修繕更新を予定する道路ストックの一覧を表 11 として掲載しております。

トンネルにつきましては、西崎山トンネルの 1 本、舗装につきましては、前期と後期の合計で 14 キロメートル、道路附属物については、道路照明が前期と後期の合計で 55 基、大型道路標識が 4 基、鋼製大型視線誘導標は対象がありません、横断歩道橋が 1 基、擁壁につきましては 7 か所となっております。

なお、これらにつきましては、今後の予算や劣化状況の変化などにより、見直される可能性があります。

○委員長

「平成 27 年度臨時市道整備事業について」

○（建設）建設事業課長

平成 27 年度臨時市道整備事業について説明いたします。

予算額につきましては、対前年度比 3,700 万円減の 3 億 6,800 万円を計上しており、そのうち 1 億円を債務負担分として 3 月中に発注しまして、残りの 2 億 6,800 万円を通常分として 4 月以降に発注を予定しております。

26 年度に対して減額となった理由につきましては、従来の予算組みでは、臨時市道整備事業により実施しなければならなかった長寿命化などの工事について、27 年度からは新たに始まる橋梁長寿命化修繕事業や道路ストック修繕更新事業により、その部分を実施することとなり、予算を移行したため、減額となったものであります。

それでは、お手元に配付しました資料に沿って御説明いたします。

表紙をめくって、1 枚目の事業計画書をごらんください。

全部で 24 路線を記載しておりますが、これらは側溝や舗装の老朽化が著しい路線や溢水対策などについて、整備の緊急性、事業の効果などを総合的に判断しまして選定したものであります。

内訳としましては、種別の欄に記載しておりますが、側溝改良が 8 路線、道路改良が 14 路線、舗装改良が 2 路線となっております。

また、新規・継続につきましては、継続が 8 路線、新規が 16 路線、さらに財源については、通常分が 16 路線、債務負担分が 8 路線となっております。

個別路線の説明につきましては省略させていただきますが、図面の見方については、隣のページの上段の図、1 番の幸環状 1 号線を例に説明させていただきます。

凡例に記載しておりますが、実線が 27 年度の工事予定区間となっており、四角の破線が 26 年度以前に施工済みの区間で、丸の点線が 28 年度以降の計画となっております。

また、工事内容につきましては、標準断面図を掲載しておりますので、御参照願います。

なお、これらの計画路線につきましては、今後、詳細調査等により、延長や内容が変更となる可能性もあり、弾

力的な執行をしてまいりたいと考えております。

○委員長

「平成27年度既存街路防犯灯のLED化推進事業について」

○（建設）庶務課長

新年度から実施を予定しております町会等が保有する既存街路防犯灯のLED化推進事業の概要について御説明させていただきます。

昨年の第4回定例会の当委員会におきまして御説明させていただきました町会等が保有する既存街路防犯灯のLED化についての基本的な考え方と一部重複する部分がありますが、これらも含め、その他の項目を加え、資料としております。

まず、資料の1ページ目をごらんください。

1の助成期間についてですが、平成27年度から29年度までの3か年に限定した助成といたします。

2の助成対象灯具及び灯数についてですが、まず対象灯具は、既に設置されている白熱灯、蛍光灯、水銀灯をLED灯に改良する場合で、LED化後の契約電力が40ワット以下のものとしており、対象灯数は表のとおり1万2,601灯と想定しております。

対象街路防犯灯の保有灯数別の団体数につきましては、別紙の3ページ目にごございますので、こちらをごらんください。

このグラフは、現在、各町会等がどれだけ対象となる街路防犯灯を保有しているかの分布を示すものです。グラフの下の部分の横の目盛りが対象となる街路防犯灯の灯数を、左側の目盛りが町会等の数を示しております。例えば、棒グラフの一番左側の部分では、対象となる街路防犯灯を1灯から9灯まで保有している団体が38町会あるということを示しております。

また、対象灯数の最も多い町会は、一番右側の300灯以上の棒グラフに含まれておりますが、グラフの右下にも記載してあるとおり、872灯と推定しております。

なお、折れ線グラフは、対象となる街路防犯灯の灯数の累計を示しております。

それでは、1ページ目に戻っていただきまして、3の助成率及び上限額についてですが、表にありますとおり、助成率は設置費の10分の9としており、契約電力ごとに上限額を設けております。上限額は、平均設置工事費の約90パーセントとしております。

このほか、街路防犯灯の撤去費用につきましても、記載のとおり助成するものです。

次に、資料の2ページ目をごらんください。

4の年度別助成灯数についてですが、LED化による電気料金の縮減効果を各町会でできる限り均一にするため、各町会が保有する対象灯具の3分の1ずつを平成27年度から29年度の各年度で助成するほか、各町会に対し、1か年度につき最低10灯分を助成することができることとしております。

次に、「5. 今後の日程」についてですが、今年度末から27年度にかけての日程を記載しております。

3月末には各町会等に説明会開催の案内を発送します。この際、案内文書とともに、現在、鋭意作業を進めております助成金交付申請についての手引を送付したいと考えております。

次に、4月上旬から5月上旬にかけては、各地域におきまして説明会を開催いたします。説明会は、市役所本庁舎を含む6会場で、延べ10回を開催する予定です。

説明会が終わりましたら、5月中旬から受付を開始し、各町会から3年間の計画書と初年度、平成27年度分の工事についての申請書等の受付を開始します。

6月からは申請書類の内容の確認や現地調査を行いまして、随時交付の決定を通知します。この後、各町会で工事を施工していただき、工事が終わりましたら完了届を市に提出していただき、市は現地を確認して助成金の交付

という予定で考えております。

次に、4 ページ目をごらんください。

4 ページ目からは、町会等が灯具を選定する場合の参考にしていただくための資料ですが、1 に明るさの比較ということで、既存の街路防犯灯ごとにそれに対応する LED 灯の規格を示したものです。20ワットの直管形蛍光灯 1 灯と同等の規格としては、LED 灯ゼロから10ワットとなります。次に、20ワットの直管形蛍光灯 2 灯、32ワットのコンパクト形蛍光灯 1 灯、80ワットの水銀灯 1 灯と同等の規格は、LED 灯10から20ワットがあります。次の100ワットの水銀灯 1 灯、80から100ワットの水銀灯 1 灯と同等の規格は、LED 灯20から40ワットとなっております。

2 の電気料金の比較につきましては、来月 4 月 1 日から適用される北電の公衆街路防犯灯 A の電気料金を参考に、水銀灯や LED 灯などの灯具別に10灯当たりの電気料金を比較したものです。例えば、一番上の水銀灯100ワットに相当する LED 灯は、先ほど御説明しました20から40ワットのクラスになりますが、水銀灯100ワットの場合は10灯で年間11万8,000円の電気料金ですが、これを20から40ワットクラスの LED 灯にした場合には、年間4万円となることを示しています。

次に、5 ページ目をごらんください。

3 の市が推奨する性能基準につきましては、経済性や光の害などの観点から、市が推奨する LED 灯の性能基準を示しています。

まず、一番上の固有エネルギー消費効率についてですが、これは LED 灯の消費電力に対する発光の明るさを表す手法の一つで、この値が大きいほど少ない消費電力で効率よく発光することを表します。こちらは1ワット当たり70ルーメン以上を推奨しております。

次に、上方光束比についてですが、これは街路防犯灯が本来照らす対象ではない上方に漏れる光の割合を表す指標の一つで、この値が大きいほど、灯具より上方に漏れる無駄な光が多くなります。また、漏れた光により、灯具より高い位置で生活している方や夜空に光の害を及ぼすことがあります。こちらは5パーセント以下を推奨しております。

次に、相対色温度についてですが、これは LED 灯が発光する色を表す指標の一つで、これは水銀灯、蛍光灯、白熱灯が発光する色に近い値でございます。こちらは4,600から8,000ケルビンを推奨しております。

次に、演色性についてですが、これらは LED 灯により照らされた対象物の見え方を表す指標の一つで、この値が大きいほど対象物の色を忠実に再現します。こちらは70以上を推奨しております。

次に、光源寿命についてですが、これはある一定の環境で使用した場合に、LED 灯の明るさが設置当初の明るさの7割になるまでの時間を表しており、こちらは6万時間を推奨しております。

今回示した基準につきましては、環境省の基準を基に、市内で設置実績がある製品の規格等も参考にしながら定めたもので、あくまでも推奨であり、助成の条件とするものではありません。

今回お示した概要を基に、その他の事項や申請の際の様式等を加え、説明会の際の手引としてまとめる予定でございます。

○委員長

「札幌圏都市計画用途地域の変更（銭函5丁目地区）について」

○（建設）都市計画課長

平成26年第2回定例会の当委員会において概要を御報告させていただきました札幌圏都市計画用途地域の変更（銭函5丁目地区）につきまして、手続の完了の見込みについて御報告させていただきます。

本変更につきましては、石狩湾新港西地区における公有水面埋立てに伴い竣工された区域について、都市的土地利用を図るために行うものであり、工業専用地域を30ヘクタール、工業地域を9ヘクタール、新たに指定するもの

であります。

次に、経過でございますが、前回の御報告の後、昨年 8 月 22 日に都市計画審議会へ協議し、本年 1 月 9 日から 1 月 23 日の 2 週間、案を縦覧、1 月 30 日に都市計画審議会へ諮問し、変更案のとおり答申されましたので、2 月 2 日に知事協議を提出しているところでございます。

今後につきましては、本変更の上位に当たり、北海道が現在進めております区域区分の変更の手続と同時に進めることとなっております。北海道からは今年度中に手続を完了すると聞いておりますので、本市におきましても、3 月下旬までに都市計画変更の告示を行い、手続を完了する見込みでございます。

○委員長

「平成 26 年度除雪費追加補正について」

○（建設）雪対策課長

平成 26 年度除雪費の追加補正について御説明いたします。

除雪費の現行予算額 15 億 7,410 万円に対して、補正額は 2 億円、補正後の額は 17 億 7,410 万円となります。補正額の内訳につきましては、除排雪、雪堆積場等の業務委託料として 1 億 4,700 万円、使用料及び賃借料として 5,300 万円であり、これらを合わせて 2 億円となっております。

補正の主な理由といたしましては、2 月中旬までの積雪深は昨年度を上回り、2 月中旬以降は降雪が少なかったものの、冬期間に存在する積雪量の指標となる累積積雪深は 3 月 4 日現在、前年を 989 センチメートル上回る 8,585 センチメートルとなり、加えて平均気温が高かったことから、特に圧雪管理している生活道路の盤崩れが発生したため、通常より早く排雪作業を積雪が多い中で実施したことにより、実排雪量が前回の補正で想定した量を上回ったため、追加補正となったものです。

なお、この追加補正につきましては、3 月 16 日の本会議で追加提案させていただきたいと考えております。

○委員長

「平成 27 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（水道）総務課長

本年 2 月 6 日に開催されました平成 27 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会の内容について御報告いたします。

資料がありますので、ごらんください。

議案につきましては、ここに記載しておりますように、議案第 1 号から議案第 2 号の 2 件であり、議決結果としましては、それぞれ可決されております。

議案の内容につきましては、お配りしている資料のとおりとなっております。このうち議案第 2 号平成 27 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算の概要について御説明いたします。

資料の 2 ページをごらんください。

初めに、平成 27 年度の事業内容につきましては、第 2 条の業務予定量に記載しておりますように、用水の供給先は小樽市、石狩市、当別町の 3 団体、年間供給水量は 897 万 9,000 立方メートル、1 日平均供給水量は 2 万 4,532 立方メートルでございます。

なお、大規模な建設改良工事は予定しておりません。

次に、第 3 条の収益的収入及び支出でございますが、用水供給事業収益といたしまして 19 億 2,704 万 8,000 円を計上しており、その内訳につきましては、営業収益 11 億 544 万 9,000 円、営業外収益 8 億 2,159 万 9,000 円となっております。

また、用水供給事業費用といたしまして 20 億 1,828 万 8,000 円を計上しており、その内訳につきましては、営業費用 16 億 1,632 万 7,000 円、営業外費用 4 億 96 万 1,000 円、予備費が 100 万円となっております。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出でございますが、3 ページをごらんください。

資本的収入はございません。

また、資本的支出といたしまして 5 億 5,216 万 6,000 円を計上しており、その内訳につきましては、建設改良費 198 万円、企業債償還金 5 億 4,918 万 6,000 円、予備費が 100 万円となっております。

第 5 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。消費税及び地方消費税に不足が生じた場合に、他の項から流用することを可能とするものであります。

第 6 条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費及び交際費をその対象としております。

○委員長

「札幌市水道局との連携協力に関する基本協定の締結について」

○（水道）整備推進課長

札幌市水道局との連携協力に関する基本協定の締結について概要を報告いたします。

まず、協定締結に至った経緯ですが、災害や事故に強い水道システムの構築を図るため、緊急時に水道水を相互に融通できる連絡管の整備や応急給水拠点の共有の可能性について、札幌市水道局と平成 25 年 12 月から協議を開始してきました。

実現に向けて引き続き課題の整理を行ってまいります。この協議を進める中で、今後の人材育成や組織力強化など、災害対応に限らない取組についても、近隣都市としての連携をより一層推進することにより、双方とも効果が期待できることから、連携協力に関する基本的な協定を提携する運びとなったところでございます。

次に、基本協定の目的ですが、水道事業に係る各種業務に関して相互に協力し、連携することにより、技術力強化及び利用者サービスの向上に資することを目的としてございます。

次に、連携の内容についてですが、一つ目として、緊急時連絡管の整備その他の災害時の相互応援に関する事項、二つ目として、研修など人材育成・組織力強化に関する事項、三つ目として、その他本協定の目的達成のために双方が必要と認める事項とし、これらの取組を行う際には、別途、必要に応じて個別の協定を締結することとしております。

次に、締結予定日につきましては、今月 20 日を予定しております。

なお、札幌市につきましては、江別市、北広島市とも同様の基本協定を 3 月中に締結すべく協議を行っていると考えております。

今後は、この札幌市との基本協定の締結を契機に、これまで以上に技術力の強化や利用者サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された議案について、順次、説明願います。

「議案第 32 号について」

○（建設）建築指導課長

議案第 32 号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

今回の改正は、昨年 6 月の建築基準法の一部改正に伴い、構造計算適合性判定に係る加算金の廃止、特定用途誘導地区内の高さの許可申請手数料などの新設及び昨年 2 月の住宅の品質確保の促進等に関する法律における住宅性能表示制度の改正に伴い、住宅性能評価を受けた場合の長期優良住宅認定申請手数料を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容について御説明します。

初めに、構造計算適合性判定手数料についてですが、一定規模を超える建築物の構造計算につきましては、これ

まで小樽市又は民間確認検査機関を経由して、第三者機関の判定を求めてきましたが、法改正に伴い、建築主が直接、第三者機関の判定を求めることになったため、確認申請手数料と同時に徴収していた判定手数料の加算金を廃止します。

次に、仮使用認定申請手数料についてですが、工事中に建築物の一部を使用する場合に必要な申請ですが、これまでの特定行政庁に加え、建築主事にも認定の権限が与えられたことから、これに関する規定を追加します。

また、改正により、これまでの承認から認定へ変更されております。

次に、新設手数料についてですが、建築基準法改正に伴う特定用途誘導地区内の建築物の高さの特例許可申請手数料、既存建築物の移転制限適用除外範囲認定申請手数料などを新設、また長期優良住宅建築等計画認定申請手数料には、品確法に基づく住宅性能評価を受けた住宅の認定申請をする場合の手数を新設しております。

なお、これらの改正のほかに、文言等の整理など所要の改正を行っております。

最後に、条例の施行日についてであります。平成27年6月1日からですが、住宅性能を受けた場合の認定申請手数料の部分につきましては、平成27年4月1日から施行したいと考えております。

○委員長

「議案第42号について」

○（建設）建築指導課長

議案第42号小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

今回の改正は、建築基準法施行令の一部改正が本年1月21日に公布されたことに伴い、引用条項の削除に伴う改正をするとともに、所要の改正を行うものであります。

具体的な改正内容について御説明いたします。

初めに、条例で使用している耐火基準についてであります。現在、建築基準法施行令の条項を直接引用しておりますが、施行令の改正に伴い、この条項が削除されたため、同様の内容を規定しているほかの条項を引用するよう改正します。

また、確認申請の提出後の軽微な設計変更を行う場合の手続方法についても、国から示された指針などにより明確に規定されたことから、条例から設計変更についての規定を削除します。

最後に、施行日についてであります。引用条項の変更は平成27年6月1日からですが、設計変更に関する部分は公布の日から施行したいと考えております。

○委員長

「議案第49号及び議案第50号について」

○（建設）用地管理課長

議案第49号市道路線の認定について及び議案第50号市道路線の変更について御説明いたします。

最初に、議案第49号市道路線の認定についてですが、一覧表をごらんください。

今回、議案として提出いたしましたのは7路線です。

資料に沿って説明いたします。

図面番号1に記載しておりますブライタウン小路線、図面番号3に記載しております松ヶ枝2丁目住宅幹線と松ヶ枝2丁目住宅仲通線、図面番号4に記載しております向陽天満宮上通線の4路線につきましては、開発行為によって帰属された道路です。

図面番号2に記載しております最上道宮住宅連絡通線は、買収によって取得した道路でございます。

図面番号5に記載しております海岸第1分線は、小樽港縦貫線整備に伴う補償道路として、国が造成して小樽市に引渡しとなる道路です。

また、図面番号6に記載しております谷地分線は、平成27年度から整備を予定している道路でございます。

以上 7 路線のうち、路線番号 1 から 5 の 5 路線は、これまで管理道路として管理しており、また、路線番号 6 の海岸第 1 分線も国との協定により既に市が管理しているものであり、路線番号 7 の新規整備路線を加え、市道路線の認定に必要な資料が整ったことから、市道認定を行うものであります。

次に、議案第 50 号市道路線の変更について御説明いたします。

図面番号 7 に記載しております平磯線、図面番号 8 に記載しております海岸線、図面番号 9 に記載しております船浜通線の 3 路線は、いずれも小樽港縦貫線整備に伴い、黄色の区間から赤色の区間に切り替わっており、この赤色の区間につきましては、平磯線では産業港湾部からの所管替えにより、また海岸線と船浜通線では国から引渡しとなるもので、この 2 路線については、国との協定により既に市が管理しており、市道路線の変更に必要な資料が整ったことから、路線の起点、終点の変更をするものでございます。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎広告板の落下対策に関する督促の未実施について

初めに、広告物の落下対策に対する督促業務の未実施の経過について伺います。

平成 19 年 8 月、国土交通省からの通知による調査の未報告が 65 件あって、そのうち 12 件が解体されているので、現在は 53 件が未報告ということです。平成 20 年から 26 年にこの未報告者に対して督促をするようにという通知があったのに、実施していなかった、今年の 2 月 23 日に報道機関からのアンケート調査により初めてわかったという状況なのですが、このアンケート調査がなければ、もっとわからなかったのかということが疑問に思います。なぜこのようになったのか、まず、その点について伺いたいと思います。

○（建設）建築指導課長

平成 19 年に東京都の新宿区で看板落下事故がありまして、それを基に全国に調査依頼があって、それで建築指導課として調査したのが 113 件、報告件数が 48 件で、未報告が 65 件ということであったわけですが、その後、20 年から毎年、その未報告の部分についてフォローアップするということであったのですけれども、この部分について、係間の連携がうまくいなくて、このような事態になったということでございます。

○新谷委員

先ほど報告がありましたが、平成 19 年から 27 年まで 8 年間です。19 年の時点で、10 年以上経過したものについて報告せよということだったのに、未報告ということですから、この間、この未報告の中にかかなりの年数の広告板があるということです。古い広告板でどのぐらいになるのですか。

○建設部西島次長

今、済みません、手元に資料がないということで、申しわけございません。

○新谷委員

本当にこの落下するということは、私たちも上を向いてばかり歩いているわけにはいきませんし、非常に命にかかわる重大な問題だと受け止めていただきたいということと、53 件に対して報告を要請する書面を送付するということですが、送付して、その後どうするのですか。

○建設部西島次長

今回の平成 27 年 2 月 15 日、つい先月起きた札幌の看板落下事故を受けまして、国土交通省から同様の通知を受けておりまして、それに伴って、今、新たな点検報告を求めています。その期限が 3 月 18 日までということで求め

ておりますが、その中に前回19年に未報告だった53件が含まれておりますので、今回のその点検依頼の通知とは別に、前回報告されておられませんので今回については必ず報告していただきたいということで、別途通知を出しております。ですから、18日までに、今、締切りということで報告依頼をしているところでございます。

○新谷委員

そういうことではなくて、書面で報告を受けるだけでいいのかということですが。何年たっているかわからないものがあるわけですね。今にも落ちそうなものがあるかもしれない。その報告だけでいいのかなという疑問です。

○建設部西島次長

報告を受けまして、その中で危険だとか、何か問題があるというような報告がありましたら、それは是正に向けて指導をしていくということでございます。その結果については、北海道を通じて国に報告していくという形になります。

○新谷委員

私は、報告でその報告はないとは思いますが、本当にきちんと報告されるのかという疑問があります。それで、一般質問では、市職員がそういう技能を有しているのを見に行くということをおっしゃっていましたが、それぐらいのことが必要なのではないですか。

○建設部西島次長

先日答弁したように、今回こういった事態もありましたので、職員が目視で各看板、古いものから順に現地調査を行いたいと考えております。

○新谷委員

それで、札幌市は、新聞報道によりますと、罰則適用も考えているようだというのが、それと屋外広告物条例の見直しを含め、業界団体と協議する考えを表明したとあるのですが、本市ではこの点についてどのように考えていますか。

○建設部西島次長

罰則につきましては、必要かどうかというのは今後の指導の中で判断されていくものと思っておりますが、あと、広告関係の連携につきましては、今、北海道から少し通知が来ておまして、一般の方から看板に対する何か物を、看板の異常といいますか、危険な状態を見つけた場合に、通報するといいますか、連絡できるシステムをつくっておまして、そのような連絡があった場合には、各市町村に対応をお願いするというような、そういうシステムをつくりつつありますので、そのような中で連携をしていくということになるかと思えます。

○新谷委員

一般の方が異常を見つけた場合、どこに連絡すればいいですか。

○（建設）まちづくり推進課長

この間、北海道から通知がございまして、一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会という広告業の団体がございます。こちらと北海道が連携協定を締結しておまして、その中で屋外広告物に異常があった場合は、連合会でそういう窓口をつくって、いったん受けて関係自治体に連絡をすると、そういうシステムをつくるということで聞いてございます。

○新谷委員

北海道屋外広告業団体連合会があるということですが、一般の人があそこが危ないといった場合に、ここの団体といっても連絡先もわかりません。まずは本市に連絡をしていいということですか。

○（建設）まちづくり推進課長

北海道屋外広告業団体連合会ですが、こちらで4月1日から屋外広告セーフティーホットラインというのを設けるということでございます。ですから、今、つくるということが決まりましたので、これから周知を図っていくと

いうことで、全道的に周知を図っていくことになると思っております。

ここに限らず屋外広告物にもし異常があったということであれば、小樽市としても当然そういうお話は受けるということになると思います。

○新谷委員

このホットラインについては、ホームページや広報など、いろいろなところで周知されるのかもしれませんが、まず市民が一番身近に感じるのは小樽市ですから、ぜひこの点は、市が受けるということですから、それはそれでいいと思います。

建設部に伺いたいことは、屋外広告板の落下対策に関する督促の件も含めまして、ドリームビーチの海の家の違法設置、これを長年放置しておいたという問題、これもコンプライアンス委員会に市民から通報があって取り組んできたということであって、通報がなかったら一体どうなるのかと思うのですね。4年前のパーティー券事件を契機に本市でもコンプライアンス推進室をつくって、再発防止ということやってきました。各課でも勉強会を開いても、いろいろ問題を起こすこともあると思います。ただ、今回、年数があまりにも長すぎて、誰も気づく人がいなかったのか、あるいは一般の職員からおかしいのではないかという意見がなかったのか、職場の雰囲気というか、それがどうなのかと思うのです。こんなに長い間放置しておくということが、考えられないわけです。その辺の改善というのはしなければいけないのではないかと思うのです。みんなが意見を言いやすい、それからおかしいと言える、そういう雰囲気をつくっていくということがすごく大事だと思うのですが、その辺についてどのように考えていますか。

○建設部長

確かに御指摘のとおりでございます。建設部に限らず、そういった事案は発生していると思います。日ごろから職場の雰囲気づくりですとか、それから業務に対する注意喚起というのは、定例の課長会議等でもお話ししているところでございますが、今回こういった長期にわたる事案というのは、人事異動があったり、あるいはこういった調査物が入ったという、そういう外的要因が非常に、事件が見分けられというか、発覚する状況にはあるのではないかと思います。それが長くなる要因の一つでもあると思っております。

今後は、委員の指摘も真摯に受け取りまして、可能な限り、課内での業務を長く持たせないでローテーションを図るとか、それから同じような業務をするときには、通常の決裁以外にチェック欄を設けて複数の目で、これで本当にいいのかというようことを考えながら、真摯に再発防止に努めてまいりたいと、考えております。

○新谷委員

こういうことが長年にわたって放置されないように、努力していただきたいと思っております。

◎住宅リフォーム助成事業について

それでは、次に住宅リフォーム助成制度について、3年間の時限立法で終わりですが、満度に利用されなかった理由をどのようにお考えでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

予算が満度に利用されなかった一番の要因としては、辞退者が多かったことと考えております。

○新谷委員

辞退者が多かったというのは、あり得ることなのですが、何で辞退者が多かったのか、その辺についてわかりませんが、私はここで何回も言ってきました。やはり当選を100件としていること、それから補欠もありますけれども、過去2年間の経験もあるわけですから、当選件数をもっと最初からやはり多くすべきだったと思っています。事業は平成26年度で終わりですが、気になるのは工事請負業者、137社が資格登録して実際リフォームを請負ったのは61社、半分以下です。もっと業者に仕事が回ってもよかったのかと。それから、最初のこの制度の目的としていた小さな事業者が仕事が回るといって、どれだけ回ったのかなという、そういう思いがあるのですが、その辺につ

いての調査はしておりますか。

○（建設）建築住宅課長

小さい業者にどれくらい仕事が回っているかということについてなのですが、登録業者の規模については、調べていないのでわからないところがあるのですが、個人事業者は登録業者の中で39社登録しておりまして、そのうち15社が実際に工事を施工しておりました。

○新谷委員

これからエコリフォーム助成制度、いつになるかわかりませんが、スタートするわけですけれども、リフォーム助成事業の省エネ改修工事は3年間で51件でしたけれども、金額的にはどうだったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

これまでやった3年間の住宅リフォーム助成制度は、一般リフォームを対象としておりまして、その中で省エネ改修工事だけの申請はなかったのですが、それを一般リフォームの中から抜き出したところだと、額的には平成26年度は12件ございまして、省エネ改修工事の金額、申請するときに基準工事費ということで出していただいているのですが、その額としましては、平成26年度は1,180万円でした。そして、平成25年度は、23件で基準工事費の総額は2,310万4,300円でした。平成24年度は、16件で1,736万円でした。

○新谷委員

住宅エコリフォーム助成については、全会一致で条例が可決されて、政策予算としてつくのかなと思いましたが、ついておりませんでした。私たちの会派で予算修正案を出しましたが、今の省エネ改修工事の額を聞きますと、これからどうなるかわかりませんが、そんなにたくさんの予算でなくてもスタートできるのではないかと思います。

住宅リフォーム助成制度がもう終わるということで、ぜひこの制度を続けてほしいという声もありましたが、3年間の期限ですということ、今度はエコリフォーム助成制度が始まると言ったら、早くやってほしいという声があるのですが、今年度何とかスタートということにはならないのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

エコリフォーム助成制度の実施時期についてですが、政策的なものということで、選挙後の新体制の下での判断になると考えております。

○新谷委員

予算特別委員会でも修正案提出のときに言いましたが、平成26年10月から12月の商工会議所の経済動向調査結果で、建設業は業況も、売上高、採算ともにマイナスに転じております。市内業者支援・活性化のためにも、確かに選挙をくぐってからになるとは思いますが、私は今回残ったこの住宅リフォームの補助金を不用額にしないで積み増しして、いつも言っていますけれども、ぜひ今年度中、早くスタートさせてほしいと重ねて要望しますが、いかがでしょうか。

○建設部長

エコリフォームにつきましては、先ほど申しましたが、今後の新しい体制の中でやはり判断されていくであろうと思っております。ただ、経済的効果は大きいというのは私たちも承知しておりますので、そういった考えの下に作業を進めていきたいと、そのように思っております。

不用額については、当市の財政の状況から言いますと、不用額というのは別に次の事業にすぐ充てていっていいとはなりませんので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

○新谷委員

しかし、せっかく期待されて始まった住宅リフォーム助成制度で、こんなに残してしまったのが本当に残念でしょうがないのです。取りやめた人が多いと、取り下げた人が多いということではなく、やはりやり方の問題があったと私は思います。それで、では不用額は不用額として残すのかもしれないですが、これに見合った分、先ほど聞

きましたけれども、そんなに高い費用がかかるとも思いませんので、何とかスタートさせてほしいと、そのように思います。

◎市営若竹住宅 3 号棟について

次に市営若竹住宅 3 号棟の整備のことで。

これから調べるということでしたから、調査ですね。1 階の店舗数と、整備をした後、業者の方は戻ってくるという、そういう予定はあるのでしょうか。

○（建設）越智主幹

3 号棟の 1 階部分には、区画としては 8 区画ありまして、そのほかに、たな子として入っていらっしゃるところが 3 か所あると確認しております。それで、この皆様には建物の現況等々を説明する中で、ここの部分ではもう営業が難しくなるということでお話をさせていただきまして、移転が必要になってくるということでお話はさせていただいています。8 区画入っております、それでお話としては、その方々のところにお伺いした中で、そういう説明をさせていただいているところです。移転ということをお願いをしているということで、内諾を得ているという形でございます。

○新谷委員

内諾を得ているということですね。

それで、先ほど計画のお話をされましたけれども、概算の建設費なんかはこれからだと思うのですが、子育て支援にも充てたいという考えでした。私は、築港の今の住宅は応募件数もかなりありますし、面積にもよりますが、条件が許されるのであれば、なるべくたくさんの人に入ってもらいたいということを思うのですが、この点での高さ制限あるいは日照権ですか、そういう点での検討というのはこれからですか。

○（建設）建築住宅課長

法律的な検討はこれからですが、委員がおっしゃるように、容積率や建蔽率などの法的な制限がいろいろありますけれども、その範囲の中でできるだけ多くの戸数を確保する方向で進めていきたいと考えております。

○新谷委員

◎住宅マスタープランについて

次に、住宅マスタープランについてですが、説明を受けました。それで、聞きたいことはたくさんあるのですが、3 点だけ聞きます。

まちなか居住の推進、いいのですが、郊外の人たちはどうするのかと、そういう声も上がっているのです。私たちの住まい、住まうところ、どうでもいいと考えているのかとか、一面的な言い方なのですが、そういう言い方をしている人もおりますので、やはり本市は地形的に東西に長い土地ですので、これはこのマスタープランの話ではないかもしれませんが、郊外に住む方々も安心して暮らせるようなものをつくっていかねばならないと思います。

それで、聞きたいことの一つは、74 ページですが、まちなか居住の支援と書いていて、一番下に「居住誘導施策は必要に応じ新光周辺地域なども適宜検討します」とありますが、どうしてこのように特定の地域をこの中に盛り込んだのか、どういう理由でしょうか。

○（建設）越智主幹

ここには「新光周辺地域など」ということで書かせていただいているのですが、特定でこの地域を名指しでということではなくて、いろいろな政策を進める中で、こういうところを含めて、例えば銭函とか、そういうところも同じように考えられるかもしれませんが、そういう事案の一つとして新光を出しているということでございます。

○新谷委員

ということは、まちなか居住の支援もするけれども、郊外についても同じように適宜検討して支援していくとい

うことでいいのですか。

○（建設）越智主幹

先ほど委員がおっしゃられたように、小樽は東西に長いまちでございます。それで、まちなかの定義とか、いろいろあるかと思うのですけれども、商店ですとか、学校ですとか、そのようなものが一定程度集約しているところをまちなかと広く捉えるのであれば、いろいろなところにまちなかというところがあるのではないかと考えられると思います。という意味で、今後のまちづくりの中で、そういうところで何か支援できることがあればということで記載させていただいたものです。

○建設部副参事

1点補足させていただきます。

今日の資料の72ページ、73ページを少しごらんいただきたいのですが、73ページの右側に事業の内容ということで、事業が全部で52事業掲載しております。それで、一番上の枠がまちなか居住ということで4事業、今、新光とか、そういう話もありました。この4事業以外の48事業は下の部分です。市内全域を対象にしている事業ですので、この住宅マスタープラン自体は全域を対象にしているということを補足して申し上げます。

○新谷委員

次にお聞きしたいのは、78ページの安心して子育てできる住まいづくりについてです。「広くゆとりのある公営住宅への入居促進や入居要件の緩和について検討します」とあります。この「広くゆとりのある公営住宅」というのは、市営住宅だけではなくて、道営住宅も含むものか、それから「入居要件の緩和」というのはどのように考えているのか、それをお知らせください。

○（建設）越智主幹

まず、「広くゆとりのある公営住宅」への入居ということになっておりますが、これは一元的には、今後もし本市において市営住宅を整備することがありましたらば、そういったものの検討をさせていただきたいということをご想定しているということが1点ありまして、あと、「入居要件の緩和」につきましては、今、条例・規則等で入居要件が決まっているのですが、そういったものについて、どのような形で要件が緩和できるかということ、他市の状況等も含めていろいろ調査検討させていただく中で、本市としてどういうやり方がいいのかということを検討していきたいということでございます。

○新谷委員

このマスタープランのほかに、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画というのがあります。この計画を見ますと、平成32年から41年の間に真栄改良住宅を建てると。これ一つしか載っていないのですが、この整合性というか、これはどのようになるのですか。

○（建設）越智主幹

この計画の中で、改善ということで若竹住宅3号棟を位置づけていたものなのですが、これを改善から建替えに移行した上で、こちらのほうで整備していきたいということで、今、予定しているところでございます。

○建設部副参事

今、主幹が答えたとおりなのですが、例えば今、御質問のありました真栄改良住宅、南樽市場の上の住宅なのですが、その建替えは、今、お話にありました公共賃貸住宅長寿命化計画の中には二つ期間がありまして、計画期間の10年間で11年目から20年目までの構想期間というのがありまして、平成31年までが計画期間で、10年間の計画はプロットされております。それで、今の真栄改良住宅は、11年目以降の構想期間の中で、将来建替えということで位置づけされていますので、今、具体的に何年にどういう形というのは公共賃貸住宅長寿命化計画では示されていない形になっております。

○新谷委員

少し聞き方が悪かったのですが、広くゆとりのある公営住宅の入居促進、子育て支援を行っていくとここでうたっている。一方では、この公共賃貸住宅長寿命化計画の中で載っているのが、建替えは真栄改良住宅だけです。だから、そこがどのようにつながっていくのかということと、子育てということでは、色内小学校の跡に道営住宅ができると言っていますよね。その中に、この子育て支援の住宅になるようにぜひ協議をして入れていただきたいということと、それからもう一つ、79ページの「高齢者、障がい者にやさしい住まいづくり」ということでは、サービス付き高齢者向け住宅、これは政府も推奨しているのですが、皆さんのお話ではとても入れるような年金の額ではないと。本当に50代ぐらいになったら、みんなそういう自分たちの入る施設がないと心配している人がすごく多いのです。高いから入れないのです。だから、入れる人は限られているのです。ですから、私は新光E住宅のようなシルバーハウジング、公営住宅をつくって、低い年金でも入居できる住宅をつくるということを進めていくべきではないかと思っておりますが、この点について伺います。

○建設部副参事

三つ御質問がありまして、一つ目の「広くゆとりのある」という部分、答弁いたします。

真栄改良住宅が、先ほど言ったように、今後、構想期間の中で建替えになる場合には、この今回の住宅マスタープラン、今後10年間いきますので、これを受けまして、設計等をされる場合には、広くゆとりのある子育て世帯に対応するような、そういう住宅に対応していく形で考えていくことになると思います。

○（建設）建築住宅課長

色内小学校の廃校後の跡地の利用ということで、廃校は平成28年3月なのですけれども、それについては、昨年11月、道営住宅の整備についてということで、その跡地を道営住宅の建設候補地として北海道へ要望しております。その中で、子育て世帯の住宅確保についても要望しております。

○（建設）越智主幹

新光E住宅のシルバーハウジングのような住宅をとということの御質問でございますけれども、次の公共賃貸住宅長寿命化計画なりで既存の建物ですとか、どうなっていくのかということをご改めてまた検討されると思うのですが、今後、新築されることがもしあれば、その中で検討されることになっていくのではないかと考えております。

○新谷委員

そういう実態を、この住宅マスタープランをつくっていく過程の中でどういうお話しをされたのか、少しわかりませんが、サービス付き高齢者向け住宅というのはとにかく高くて入れないという、そういうのが実態です。それで、やはり高齢者、障害者の支援のためには、このサービス付き高齢者向け住宅に頼るのではなく、市がきちんとそういうために低所得でも安心して入れる、年金者でも入れる、そのようなものをつくっていかねばならないと。あるいは改築でもいいですが、そういうことで必要だと思うのですけれども、最後に答弁をお願いします。

○建設部副参事

今回、重点施策ということで子育て支援としておりますけれども、高齢者対策、障害者対策というのは、これまでどおり引き続きたくさんメニューを持ってしまして、実際に今ある既存の建物に手すりをつける等々はここで載っていますけれども、今の御質問は新光E住宅のような高齢者対応などを増やすべきということですので、それは私どももそういう検討は必要ですし、そのとおりだと思いますので、今後、主幹もお答えいたしました。この次の長寿命化計画を策定する段階で、そういう新築の物件の必要性等、その場合の高齢者対応を幾つにするかと、そういう検討が必要ではないかとは思っているところでありまして、今後の課題ということで考えているところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

◎広告板の落下対策に関する督促の未実施について

まず、平成19年の広告板の落下対策に関する督促業務の未実施ということですが、偶然報道機関のアンケートがあったので、そのことが継続されていなかったということが発覚したと。そういう意味では、アンケートがあつてよかったという部分があります。ただ、その後の部分なのですが、少し確認をしたいのは、最終的に3月5日に未報告であった53件に対し、報告を要請する書面を送付とあります。ずっと未報告であったわけです。年数もたっているわけです。そういう意味では、「要請する書面を送付」もそうですけれども、本当に安心・安全ということであれば、やはり即現地調査みたいなものも行ってしかるべきかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○建設部西島次長

確におっしゃるとおりでございます。今、3月5日に送付したばかりでございますが、18日には一応締切りがございまして、それ以降、その状況を見ながら、現地も確認していきたいと思っております。

○濱本委員

ぜひ現地調査については、よろしくお願ひしたいと思います。

報告も、そんなことを言うと大変申しわけないですが、100パーセント正確かどうかということもたぶん問題があると思うのです。ですから、そういう意味では未報告の部分もそうですが、いわゆる小樽市内の対象になっているもの、多少時間がかかってもいいですから、現地調査を行っていただきたい、これは要望しておきます。

◎住宅リフォーム助成事業について

次に、住宅リフォーム助成制度についてですが、少し確認をさせてください。今日の委員会資料の中に、当選者と補欠者、繰上当選者ということがありますが、要は応募総数の記載がありません。まず、初年度から最終年度まで、応募総数がわかれば確認をさせてもらいたいのですが。

○（建設）建築住宅課長

昨年の第4回定例会の当委員会で御報告していたので、省略してしまったので申しわけないのですが、平成24年度が申込件数が239件、辞退がありまして抽選が236件、平成25年度が申込件数が252件で辞退が1件ありまして抽選が251件、26年度が申込件数が174件、辞退が2件ありまして抽選件数が172件でした。

○濱本委員

要は、応募はそれなりにありましたと。制度設計上、抽選をして、補欠者も決めましたと。だけれども、最終的には2,000万円の予算を組んでいたのですが、要は不用額が発生してしまったということになると、こういうものをやったときの制度設計上、やはりどこか言うなれば足りないところがあったのではないのかと私は思うのです。応募者がフルで予算が余ったというのならわかるのですが、例えばこうやって抽選をかけて、まだ当たらない人が後ろに残っていたわけです。にもかかわらず、金額としては予算のいわゆる満額のところまでいかなかったということになると、制度設計に少し足りない部分があったのかと、この数字から見られるのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○（建設）建築住宅課長

委員がおっしゃるように、応募件数が多くて当選、補欠も含めて、その数は少し多かったのに予算を残したということなのですが、抽選を行ったものですから、そのときのくじ運、言葉は少し適切ではないのかもしれないのですが、例えば辞退しない人ばかりが当選したら、結構予算的にもほとんど満額になったのかと、そういったのがございます。

あともう一つが、今年度に関しましては、平成24年度から25年度にかけては、1件当たりの工事費が上がっていましたし、補助金額も上がっていましたので、26年度も上がるか同じぐらいでいくのではないかという予想をして

いたもので、その影響で、それが逆に工事費は少なくなりますし、それに伴い補助金も少なくなったということで、予算を多く残してしまったという、少し予想が外れた部分もあります。

あと、今後ですが、住宅エコリフォーム制度の設計の際には、そのような辞退者も、平均をとればある程度どれくらい出るかはわかってきますので、それを見込んだ当選者なり補欠者なりに変えていかななくてはいけないのかとは思っているところでございます。

○濱本委員

ざっと見ると、3年間で6,000万円の予算で900万円ぐらい余っている。そうすると、単なる比率でいくと15パーセントぐらいは結局余ってしまいましたということです。この補助金の性格からいけば、本来的には余さないで使いきるといのがたぶん精神だと思います。そういう意味では、今も御答弁にありましたが、次の住宅エコリフォームの制度設計をするときに、この応募者とそれから当選者、そこら辺をきちんと制度設計上に今回のこの3年間のことを生かしてつくってもらいたいと思いますので、どうでしょうか。何かあればお聞きしますけれども。

○建設部西島次長

この3年間やりましたリフォーム助成事業につきましては、私が立ち上がりからかかわっていたものですから、いろいろと責任も感じている部分はあるのですが、1年目を終わらして、少し大きく予算を余ってしまったということで、そのときに辞退者が多かったということにまず一因があったので、辞退者を減らすために一つ方策をとって平成25年度を迎えました。辞退者は少し減って、かつ1件当たりの補助金額も増えたものですから、1,800万円という、かなりいいところまで来たということで、さらに3年目をやるときに、このままいけば恐らく2,000万円ぎりぎり、足りないぐらいになるだろうという予測を立ててやったのですが、結果的には失敗だった、予測が間違っていたということでございます。そういう意味では、一応経過を踏んで、この次の対策なりを考えてやってきたのですが、少し3年間ではなかなか収束しきれなかった部分がございます。そういった意味ではこの経験を生かして、次に行うであろう住宅エコリフォーム制度については、どういった方法がいいかということをしっかり検討していきたいと思っております。

○濱本委員

最近よく市役所の文書にも出る、まさにPDCAの考え方で、プランをしました、実行しました、チェックをして次のアクションは改善にと。次のたぶん改善が、そういう意味では住宅エコリフォーム条例に基づく助成金になるのかと思いますので、期待をしております。

◎水道施設を利用した水力発電について

先日、環境省が全国の水道施設の発電力調査をするということで、平成27年度予算で2億8,000万円計上しているという新聞報道がありましたが、この27年度の予算案の2億8,000万円について、水道局では何か把握していることはございますか。

○（水道）整備推進課長

この国の水道施設の発電力の調査についてでございますが、国では平成27年度に新規事業として2億8,000万円の予算を計上しまして、水道施設における小水力発電導入を効率的に行うべく、導入ポテンシャル調査を実施しているところでございます。

具体には、全国を7ブロックに分けまして、導入候補地の選定整理を行うとしておりまして、候補地の選定に当たっては、3段階の有望度と理由をあわせて段階的に整理を行うとしております。この3段階とは、上位、これは即時導入可能という位置づけです。中位、これは設備導入に改善が必要と。下位、これは導入困難ということになっておりまして、委託対象を民間団体としておりますので、詳細が公表されていませんけれども、国がコンサルタント会社等に調査を依頼するものではないかと想定しているところでございます。

○濱本委員

この新聞報道によると、浄水場から配水場の間が主に書かれています。ちなみに、本市の水道局として、浄水場は市内に何か所あって、配水場は何か所あるのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

市内には、今、稼働中の浄水場が豊倉と天神と銭函の 3 か所がございます。

また、配水池や配水槽が合計で 36 か所ございます。

○濱本委員

昨年の第 3 回定例会の当委員会で質問させていただきましたが、そのときには浄水場の手前の導水管で発電機を設置して発電をしたいと。新聞報道は、そうすると導水管の中に落ち葉とか入るので、いわゆる浄水場からすぐ出たところでやる、上水道を使うので水もきれい、維持費も少なく済む、故障も少なく済むみたいな書き方をされているのですが、今のところどうなのでしょう。やはり導水管がいいのか、それとも例えば天神浄水場のすぐ出たところとかというのは可能性としてあるのか、どうなのでしょう。

○（水道）整備推進課長

以前お話しさせていただきました天神導水管につきましては、水量が多く、水圧も高いため、市内ではこの導水管による発電量が有望であると認識しています。ただし、この導水管につきましては、今、お話がありましたように、枯れ葉での詰まりとか、あと水圧が高いことにより管への負担がかかることなどの危険性、また、設置スペースの課題などがあると考えております。

また、今、お話がありました送水とか配水の施設につきましては、落ち葉などの障害が解消され、どの施設においても発電は可能と考えていますが、設置スペースの問題やあとは水量、水圧ともに導水管に比べて低いことから、発電量による効果が建設コストやランニングコストを賄えるかが課題であると考えているところでございます。

○濱本委員

結局は設置コスト、ランニングコスト、トータルでコストパフォーマンスがちゃんとならなければ、設置しても意味がないということになるわけで、費用をかけて費用対効果を考えたときには、やはりそれなりのプラスがないとだめだと思うのです。ただ、一つ考えられるのは、例えばプラス・マイナス・ゼロでも、例えば低炭素化社会に貢献するという部分では単純なお金の部分ではないところがあるので、そこら辺も踏まえながらぜひとも検討してもらいたい、進めてもらいたいと思います。

付随して、新聞報道では、環境省は導入時の費用の半額補助する制度を 2013 年に設けたのですが、2013、14 では 3 事業者しかこの補助制度を使っていないと書かれています。

ちなみに、まず、この補助制度の中身というのはどのような中身になっているのでしょうか。

○（水道）整備推進課長

この制度につきましては、環境省が低炭素価値向上の観点から、上水道システムによる再生化のエネルギーへの補助を行うものでございまして、事業費の 2 分の 1 ということで補助を自治体等に出すというものでございます。

○濱本委員

たぶん 2 億 8,000 万円も調査費を計上して、それでこういう半額補助の制度もあると。たぶん 2 億 8,000 万円の調査費を計上しているんで、この半額補助の制度がすぐ来年とか再来年なくなるとはなかなか想定はできない、ある程度続くだろうと思います。そういうコストを削減する意味でも、こういう制度を使うこともぜひ検討項目の中に入れておいてもらいたいと思います。

ちなみに平成 27 年度の中で、この小水力発電の導入について、別に特に予算計上はされていませんが、どういう取組をされる予定なのか、お聞かせいただきたいです。

○（水道）整備推進課長

27年度につきましては、札幌市の藻岩浄水場で小水力発電をしておりますので、現地の視察を行いたいと考えております。

また、他の都市でもそういう設置事例がございますので、課題の整理に向け、情報収集等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○委員長

質疑の途中ではありますが、まもなく 2 時 46 分になります。東日本大震災で亡くなられた方々の御冥福を祈り、ここで黙祷をいたしたいと思えます。

それでは、皆様、御起立ください。

黙祷。

（黙祷）

黙祷を終わります。

御着席ください。

それでは、質疑を続行いたします。

○濱本委員

今、いろいろな状況を見に行くという、実際の導入事例も見に行くということで調査を進めたいということなので、たぶん実際の設置も自前で設置をすとか、それから民間業者に設置をしてもらってなどなど、たぶん設置についていろいろな手法もあると思います。そういうものも十分研究されて、確かに市内では朝里ダムや、それから北しりべし広域クリーンセンターの焼却施設も発電施設を持って実際発電はしていますが、そういう意味では両方とも基本的に小樽市のものではないので、小樽市独自のそういう発電というか、いわゆる低炭素も含めてそういう設備、施設ができるということは、私は画期的なことだろうと思えますので、早急に実現できるように希望します。

◎住宅マスタープランについて

それでは、次の質問に移ります。

先ほど、住宅マスタープランの策定について報告を受けました。少しお聞きをしたいのですが、若竹住宅 3 号棟の話とずれるような感じなのですが、若竹住宅 3 号棟を新築しますということなのです。新築するに当たって、例えばこの住宅マスタープランの中に、子育て世代への対応とか、それから高齢者への対応とか、公営住宅に関してもそういうものを考えなければならないと書いてあると私は理解しているのですが、市営若竹住宅 3 号棟を新築するに当たって、この住宅マスタープランの考え方というのは、設計をするときに反映されるのでしょうか。例えばどういうものを反映するのか、今わかる部分があればお知らせいただきたいのですが。

○建設部副参事

ここに掲載している事業の中で、対応するものとしたら、子育て支援住宅ということで、建設する住戸の幾つかを子育て世帯型の住戸にするということ、それともう一つ、ユニバーサルデザイン導入というのがございます。これは高齢者にも健常者にも優しい、どちらにも使いやすいということで、昇降機ですとか段差解消ですとか、手すりですとかボタンの位置、そういったものがありますので、当然、新築の場合は、こういった住宅がそこに掲載している事業を反映する形で設計していく形で考えております。

○濱本委員

この住宅マスタープランができて、市内の住宅全体のことについて言及をしているのですが、つくった小樽市が新しくそうやって市営住宅、公営住宅を建てるというときには、当然反映されて、当たり前なのですが、私が思うのは、せっかく新しいものを建てるのだから、やはり何かに特化したとか、モデルになるような公営住宅を建てていただきたいなど。例えば、ユニバーサルデザインは、全ての人たちに優しいわけですから、これを導入す

るというのは当たり前の話です。しかし、例えば本当にそのプラスアルファの高齢者に特化した特化型の公営住宅ですとか、例えば子育て世帯に特化した公営住宅ですとか、何かそういう特色のある、どこを切っても金太郎あめみたいなことではなくて、特色あるものをせっかくだったら基本設計の中からも組み込んで、ビルトインをして最終の実施設計まで、もっと言うと完成まで考えていただきたいと思うのです。何の特色もない住宅、通り一遍の住宅ではなくて、いや、こういうものに特化した住宅ですという誇れるものをぜひとも今から考えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○建設部副参事

これからの設計ですので、今、具体的にどういう形に特化するというのはお話はできませんけれども、委員の御指摘を受けて、ぜひとも特色のある住宅になるような形に向けて、基本設計なりに向かっていきたいと考えております。

○濱本委員

ぜひともお願いをいたします。4月以降というか、5月以降というか、まだここにいるかどうかわかりませんが、それを聞きたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、まちなか居住の推進ということもこのマスタープランの中で言及されているのです。まちなか居住の推進というのは、基本的にはたぶんコンパクトシティを想定しているから、それを実現するためにまちなか居住、人口密度を高めましようねということも一つあるのだらうと思うのですね。コンパクトシティを実現、推進しましようというのは、なぜそこへ話が行くかという、やはり本市が持っている社会資本、インフラが、建物も橋梁も道路も全部老朽化してきて、いわゆる小樽が持っている社会インフラをどうやって更新をかけていくかといったときに、全部を今のままで野放しでできるわけではないので、やはりそうすると集約化していくことによって、より効率的に更新ができるとか平準化していけるかということだと思っております。そういうものの上に乗っかって、まちなか居住というのはたぶんあるのだらうと私は理解しているわけです。

それで、この中にいわゆるまちなか居住を推進するための優遇策などを検討しなければならないのだということも書かれているのですが、実際それは、優遇策ということになると、金額、お金の話になると思うのです。そうすると、なかなか建設部ではできないと思うのですが、今後、このマスタープランの中でまちなか居住の推進というものをどうやって市役所の中で実現するためのチームを、複数の部署にたぶんまたがる話だと思っておりますが、具体的にどういう部署でやろうとしているのか、その辺の展望とかはありますか。

○建設部副参事

展開するに当たっては、これを策定するために、外部の識者ですとか市民の方が入っていただいた策定委員会というのがあったのですが、それと並行して庁内検討委員会というものを立ち上げていまして、関係課長に入ってもらって、このプランをつくっています。その段階で、ここには建設部以外の事業が掲載されていますので、当然そういう中で来ていまして、またこれを10年間運用するに当たっては、基本的には建設部が事務局なのですが、もちろん、その各部に進捗ですとか、また、今ありましたように、まちなか居住の優遇策みたいなのは、例えば他部で持っている市内全域の何か支援制度なり、そういうメニューがあったら、まちなかの部分を少し上積みするような、そういう支援策にできないかというのは検討していくことにしていますし、今も策定のときからそういう形で進んでいますので、それを継続して建設部主体でやっていきたいと考えております。

○濱本委員

たぶん建設部だけではできない話なので、実際やるためには複数の部にまたがって、事務局を建設部が担うというのは当然だとは思いますが、いわゆるいい意味のリレーションシップを持って、実現に向けて御尽力をいただきたいなと思います。

◎道路ストック修繕更新計画について

それから、報告の中で、道路ストック修繕更新計画案という報告をいただきました。予算特別委員会の中でも、私は少し質問させてもらいましたが、公共施設等総合管理計画を策定していくという全体の部分の中では、橋梁の長寿命化計画もそうですし、この道路もそうですし、社会インフラのほう、個別にいろいろ持っている部分があります。市営住宅の長寿命化計画もあるのですが、これもそういう意味では公共施設等総合管理計画ができ上がったときには、その下にぶら下がっているものだと理解してよろしいでしょうか。

○（建設）建設事業課長

委員のおっしゃるとおりでございまして、基本的にその公共施設等総合管理計画につきましては、市全体の計画の下に個別計画を立てなさいということになってございまして、それにつきましては、既存の計画を充ててもいいと、また、新しくつくってもいいという形になっておりますので、建設部といいますか、建設事業課で持っている橋と道路ストックについては、そちらのほうに移行ということになるかとは思ってございます。

○濱本委員

個別に持っていたものが、きちんとした思想がある上位計画があつて、そこに収れんしていくというのが、言うなれば一番わかりやすい形かな。だから、もう一回、最終的な上位計画ができたときに整理が必要になってくるのかもわかりませんが、そういう意味ではわかりやすいものになっていくのだろうと思っております。そういう意味では、上位計画、こことは関係ないですけれども、早くできてくれればいいと思っております。

◎既存街路防犯灯のLED化推進事業について

それから、LEDの御報告もいただきました。ずっと当委員会でいろいろ議論をさせていただいて、ようやくここまで来たなという感慨もある意味では持っているところでございます。

まず、確認をします。本日の報告資料より、助成率及び上限というところで、要は算出根拠、例えば20ワットから40ワットまでが1灯当たり5万4,000円ですと。そして、補助額が4万9,000円ということですね。言うなれば、設置者負担が5,000円という理解です。委員会の提出資料なので、いいと言えいいのかもしれませんが、私は設置者が見たときには、設置費用というのは総額で5万4,000円かかりますと、本市負担は幾らですよ、この資料には欄はないのですが、設置者負担は幾らですよと書いてあると、少し優しいかという感想です。

感想はいいのですが、ちなみに、この5万4,000円という算出の根拠というか、その点についてまず少しお聞かせをいただきたいです。

○（建設）庶務課長

この表の算出の根拠ということですが、これは平均設置工事費ということで、今年度、26年度に町会等からお受けいたしました、見積書をつけていただくのですけれども、その電力別のランク別の平均の工事費になってございます。それを根拠としてございます。

○濱本委員

済みません、もし資料があつたらお知らせいただきたいのですが、この一番高いところが一番わかりやすいと思うのですが、そのような計算をして5万4,000円になりましたといったときに、ミニマム、要は最小金額は幾らだったと、最大金額は幾らだったと。平均をとるのか、何をしたとかといろいろ算定の基準はあるのでしょうか、そのあたりの数字というのはわかりますか。今わからなければ後でもいいのですが、いかがですか。

○（建設）庶務課長

一番高い金額と低い金額を押さえておりますが、今持ってきておりませんので、後ほどお知らせしたいと思いません。

○濱本委員

この予定でいくと、4月上旬から5月上旬にかけて説明会を開催する。延べ10回程度ということになっています。

本当は、できればここに申請書など、そういう書類も参考資料と一緒に出ていればいいと。たぶんそこまでまだ準備ができていないからということなのでしょうが、できればもうこの段階では予算として計上されているので、そういう本当に設置者が申請する書類もこうなっていますよと。たしか要綱……、規則で対応するのでしょうか。確認させてください。

○（建設）庶務課長

要綱で対応させていただきたいと思っております。

○濱本委員

ですから、実際の申請の書類、それからそのような要綱、予算が通ってから要綱が出るというのがたぶん普通なのでしょうけれども、できれば要綱案としてそういうものも出ていると、非常に私たちとしては議論がしやすかったという思いです。

私たちも改選期を迎えるわけですから、ある意味ではここがエンドで、最終的な制度というものをずっと言っていたのですが、見届けられなかったという、そういう意味では少し残念だったなという思いがしていますが、何とかきちんとした遺漏のない制度でぜひとも進めてもらいたいと思います。

最後に一つ、私の町会の話をする、今日のこの資料の中で、300灯以上所有している町会等が6団体あると。その中に私の町会が入っているのですが、現実問題で120灯交換すると、例えば最後の設置者負担が5,000円でも60万円かかるわけです。そうすると、少しお金を捻出できなくて、いや、初年度はパスしようかと。若しくは初年度120灯やれるが、60灯でやめておこうかとかという、そういう判断も私の町会であるかもしれない。そういうところがあるかもしれない。そういうものに対しての、いわゆる満度としては120灯ですと。しかし、財政的な問題があるので、例えばそうやって減らしたいのですとかといったときの対応というのは、どのように想定されていますか。

○（建設）庶務課長

3年間の制度ということですので、3年間を4年間にするとかということはちょっと難しいのですが、3年間の途中で例えば初年度、2年度はできないけれども3年目で一括してやるとか、それから委員が先ほどおっしゃったように、1年目はできなくて2年間でやりたいとかという場合もあろうかと思っておりますので、そのときには少し相談に乗らせていただきたいと思います。

○濱本委員

この事業については、それぞれの所有というか、設置している団体のたぶん千差万別の事情があると思います。今、相談に乗ってくれるというお話をいただいたので、安心している方もいらっしゃると思います。通り一遍の対応ではなくて、個別の状況に合わせて臨機応変に対応をお願いして、私の質問を終わります。

何か決意のほどがあればお聞かせをいただいて、終わりたいと思います。

○建設部長

濱本委員とはLEDをずっとやり続けてまいりまして、私たちもここまで本当にできるというのは本当びっくりしている、市長の決断だなと思っています。なぜ作業が遅れているかの一因は、私が3か年で失敗するわけにいかないから、とにかく詰めに詰めに詰めてくれということで指示を出しているものですから、係ももう火を噴いて毎晩残ってやっているような状況で、作業は何としても間に合わせますし、それから町会のための事業ですから、町会の要望は十分聞くようにということでお話をしながら進めていきたいと、そのように考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 08 分

再開 午後 3 時 27 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎広告板の落下対策に関する督促の未実施について

最初に、広告板の落下対策に関する督促業務の未実施の経過について報告がありましたが、確認したいことがあります。この点検実施時期についてお聞きしたいのですが、平成19年8月に国土交通省からの通知があった調査で報告がなかったところに対し、督促を行っていないという報告でした。この53件については、平成20年から26年、毎年督促をしなければならないのに未実施だったということなのですが、この点検というのは毎年1回、毎年やらなければならないのか、たまたまこれは19年のときに国土交通省から言われてやらなければならないのをやっていなかったということなのでしょうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○（建設）建築指導課長

この実施につきましては、春の防災週間、秋の防災週間ということで、年2回実施するのです。その中で、19年の調査で未報告の広告物について部分について督促を出すようにということになっておりまして、1年間に2回やることになっておりました。

○松田委員

ということは、毎年2回やらなければならない。要するにそれでいけばこの平成19年度のときは10年以上経過したものということで限定されて、実施するようにと国土交通省から言われたわけです。すると、10年以上経過するものが毎年少しずつ増えていくと思うのですが、ではこの10年経過したもの、この53件以外のものは、毎年報告はあったのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

基本的には、平成19年度ベースで報告してくださいとなっておりますので、その後のものについては、報告しなくてもいいとなっております。

○松田委員

札幌市のかに本家の看板が落下したことによって調査が入り、それを受けてたまたま本年2月に報道機関からアンケートがあり、未実施がわかったということなのですけれども、この10年間、小樽の広告物については事故がなかったからいいですが、これがもし本当に事故があったら大変だったと思います。

それで、調べましたら、札幌市の事故が起きた業者についても、実は11月までの期限に報告もなくて、そして督促状を発送していたのにやっていなかったということです。ということは、本市の場合は督促をしていなかったということで、広告物を設置している業者の方については全然意識がなかったと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築指導課長

意識がなかったかということでございますが、平成19年の調査のときに、その前年までは広告物の調査物というものがあったものですから、それ以降、19年に調査があって、20年から実際フォローアップするようになったのですが、そういった部分で見逃していたという部分がありました。そういう面では反省しているところでございます。

○松田委員

札幌市の被害に遭った方はまだ意識不明ということを知っておりますので、どうか今後こういうことが二度と起

こらないように、しっかり厳重に注意していただきたいと思います。

◎借上公営住宅制度について

では、次に小樽市住宅マスタープランに関連してお伺いたします。

借上公営住宅制度導入について伺います。

この借上公営住宅制度については、さきの住宅マスタープランにも入っていましたが、用語解説では、借上公営住宅はさまざまな法令や基準に合致していなければならないとありましたが、この基準についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）越智主幹

借上公営住宅の基準ということでございますが、公営住宅というのは、国では公営住宅の整備基準というものをまず出しておりまして、それを参酌して市営住宅条例でも定めておりまして、そういったものの中では構造的に安全であることですか、そういったことが定められております。そういったことを踏まえてどういう形にするのか、立地の関係ですとか部屋の広さ、そういったところも含めて、今後、基準については検討していきたいと考えております。

○松田委員

平成26年、昨年第2回定例会の一般質問において、私は空き家対策の一環として、この借上公営住宅については有効であると考え、導入について質問させていただきました。制度導入の可能性について検討していきたいという御答弁をいただきましたが、導入については、あまり積極的な御答弁ではなかったように感じました。しかし、このたびの住宅マスタープランでは、既存借上公営住宅の仕組みづくりについて、かなり前向きに取り組まれる姿勢を私は感じました。この点について、積極的になったという理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）越智主幹

26年の第2回定例会の答弁では、メリットとデメリットなど述べまして、今後とも情報収集を行って、制度導入の可能性について検討してまいりたいと考えておりますと答弁していますが、その後、継続して検討いたしまして、その結果としてマスタープランに掲載するに至ったという形でございます。

○松田委員

では、この既存借上公営住宅については、主に子育て世代を対象にとマスタープランでは載っていましたが、対象を子育て世帯に限定した理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）越智主幹

これは、重点施策の中で子育てということで挙げさせていただいておりますけれども、その中でその部分のために公営住宅既存借上げを使うということの記載もさせていただいた経過もありまして、まずは子育てということで考えて掲載させていただいたところです。

○松田委員

そして、より少ない負担で利便性の高いまちなかに住めるような受皿を確保するということが、この住宅マスタープランには載っていたのですが、それなら子育て世代だけに限定しないで、御高齢の方についても対象にさせていただきたいと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）越智主幹

既存の建物を借り上げて公営住宅とするということになりますと、建ててから時間がたっているものですから、段差ですとか、そういったものがどうしても残っている住宅になってしまうということもあって、段差等、いわゆるバリアフリーにはならない建物という形が想定されるものですから、そういったことも踏まえて、まず子育てという形で考えたということでございます。

○松田委員

では、今後、いろいろまた検討していただいて、いろいろな方が御利用できるようなものをつくっていただきたいと思います。

◎公営住宅の収入超過入居者への対応について

次に、同じく住宅マスタープランの中で、住宅の収入超過者への対応強化というのがありました。この点についてお伺いいたします。

このことについては、今定例会の予算特別委員会でも我が党の秋元議員から質問があったと思います。私も当委員会で、この収入超過の方についての対応について何回か質問させていただきました。入居を希望してもなかなか市営住宅に入居できない方がいらっしゃる中であって、そもそも入居要件に該当しなくなったわけですから、住宅困窮者に対する公平さを保つために明渡しというのは当然なことと私は感じるのですが、この点についての御見解をお伺いいたします。

○（建設）越智主幹

その部分については、委員のおっしゃるとおりと思っております。現在でも収入が特に多い方については、直接面接して、状況等、法律の話も含めてさせていただきまして、退去についてのお願いをしているところでございます。ただ、実際、その方々にもさまざまな事情等があるということも聞いておりまして、ただ、そういうことも含めて、今後も法律的にはもう住むことができない状況になっているということも含めて説明しながら、退去についてお願いしていきたいと考えています。

○松田委員

この点については、その入居している方にもいろいろ事情はあると思いますが、やはり公平性を保つということからも検討していただきたいと思います。

なお、この住宅マスタープランについては、あくまでも提言ということでありまして、ぜひいろいろなこのマスタープランにのったことについては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）越智主幹

まさに委員のおっしゃるとおりで、できるだけ実現可能なものについて実現したいと思っておりますので、それに向けて着実に歩みを進めていきたいと思っております。

○松田委員

よろしくお伺いいたします。

◎既存街路防犯灯のLED化推進事業について

次に、街路防犯灯についての補助についてお聞きしたいと思います。

先ほどからほかの方も質問されておりますけれども、最初にお聞きしたいのは、対象団体は計算しましたら189団体になるのですが、その中で保有灯数が一番多い町会で872灯ということですが、この872灯ある一番多い町会での負担額というのはどのようになるのか、計算していますでしょうか。

○（建設）庶務課長

一番多い町会は872灯で想定しておりますが、前提条件といたしまして町会がどういう明るさのLEDを選択するかというのがわからない部分と、それから電気屋さんがどれだけの施工金額がかかるかというのが少しわからないものですから、想定になるのですが、例えば0から10ワットのLEDの場合、全部それにするとした場合ですが、先ほどの御説明した表で、1ページの助成率上限額とございますけれども、先ほど濱本委員からもお話がありました、ゼロから10ワットですと上限額2万円、算出根拠が2万2,000円ですので、この差が町会の負担と考えることができると思うのです。2,000円掛ける872灯ということでしたら、3年間で174万4,000円、1年間にします

と58万1,000円となります。同じようにして、その次のランク、10から20ワットでいきますと、3年間で348万8,000円です。1年にしますと、116万3,000円となります。それから、次のその上のランクですけれども、これが3年間で436万円、1年間で145万3,000円、このように想定されます。

○松田委員

それで、先ほど、いろいろなこの金額によっては負担できないところがあるかもしれないと。それについては、個々に対応、相談に乗るということでありましたが、ここの872灯あるところが相談に乗るかどうかは別として、大体最高でこのぐらいかかるということがわかりました。それで、リフォーム助成制度は市内の業者活性化のために、市内業者に限定したわけですけれども、街路灯の業者を市内限定にした場合、何か問題はありますでしょうか。

○（建設）庶務課長

現在、通常の従来の助成制度をやっておりますが、ほとんど市内業者がやっていらっしゃるのです。それで、蘭島ですと余市の業者が入っている場合ですとか、それから銭函ですと札幌の業者が入っている場合がありますので、そういった業者の場合、保守管理をやっている場合もあるのかと思ひまして、それで設置した業者とその保守管理をやられる業者が違う業者になるというのも少し町会では厳しいのではと思ひまして、それで市内業者には限定しなかったというようにしております。

○松田委員

それで、各町会から計画書、申請書の交付が5月中旬から8月中旬に行われるということですが、これは今年に限って、町会に御説明しなければならないということでずれ込んだのか、それとも3年間、毎年5月から8月下旬にするのか、この申請時期についてはどのようになりますでしょうか。

○（建設）庶務課長

今、委員がおっしゃったとおり、こちらについては初年度ということで、説明会を1か月程度やるということで、説明会が終わってからの申請受付と、今年度はそのように考えております。

来年度以降ですけれども、説明会の部分はなくなるので、4月から受付は可能だと思うのですが、なにせ初めての事業ですので、今年1年やってみないとなかなかどういう状況になるのかわからないので、今年度の状況を見ながらその辺は判断してまいりたいと考えております。

○松田委員

それと、申請は5月中旬から8月下旬までとなっていますが、それ以降については、受付はしないのでしょうか。済んでからの申請というのは受けないのでしょうか。

○（建設）庶務課長

申請の期限、一応8月末ということとする予定ですが、事情等がありまして、総会とかの関係もあるかと思ひますので、個別対応になるのかと思ひますが、そのような町会がもしございましたら、なるべく町会の方の希望に沿うようにさせていただきたいと考えております。

○松田委員

それとあと、町会から工事施工後、市へ完了届を出し、市が現地確認をして助成金を交付することになるということですが、この対応については、建設部庶務課が全部行うのでしょうか。

○（建設）庶務課長

事務の関係ですが、建設部庶務課でやることとなります。今回の予算の中で臨時職員1名の雇用と、あと、まず現場を少し回ることがありますので、車両の借上げの部分の予算も一部入っておりますので、それを効率的に使ひまして、庶務課でやらせてもらいたいと考えております。

○松田委員

商店街に設置している街路防犯灯もあると思うのですが、これについての助成はできるのでしょうか。それとも、

町会だけということで限定しているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

商店街と町会とを分けるとか、そういうことでなくて、今回のメニューの中に適合すれば、それは助成の対象となりますので、そのように考えてございます。

○松田委員

どちらにしても、初めての事業で、3年間で行うということで、無事故で行いたいという部長の答弁も先ほどありましたので、行う中でいろいろまた課題も出てくるかと思いますが、皆さんに喜んでいただける事業でありますので、ぜひ頑張ってくださいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎土砂災害警戒区域について

では、次に土砂災害警戒区域についてお聞きいたします。

2月27日に新たに3か所が指定され、これにより市内の土砂災害警戒区域は194か所、土砂災害特別警戒区域は189か所になりました。このように毎月のように新たな区域が指定されておりますが、昨年の9月時点で、いまだ地域住民等の反対等により、指定されていないところが5か所あると聞いておりました。それで、そのまだ指定されていない5か所について、その後、指定についてはどのようになったのか、どのような働きかけをしているのか、指定するのは北海道であります、何か情報等が入っていたら、お聞かせください。

○（建設）池澤主幹

北海道からは、今の時点で特段情報は入っておりません。

○松田委員

それで、昨日、朝里一銭函間の線路脇の崖から土砂が線路へ流入して、JRの運行がストップしてしまいました。今朝の時点で復旧のめどが立っていないと聞いておりますが、この昨日発生した土砂崩れの地域については、土砂災害警戒区域などに指定されていたのかどうか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）池澤主幹

昨日の崩れた箇所でございますが、土砂災害警戒区域等には指定されている箇所ではございません。

○松田委員

それで、今、懸念されているのは、今年は雪が多く、かつて朝里スキー場付近のように、春先になって雪解けとともに地盤が緩み、土砂崩れなどが起きないかということが心配されています。今日もぬれ雪ということで降っておりますけれども、危険箇所などのパトロールなど行っているのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）池澤主幹

危険箇所のパトロールでございますが、雪解け後の5月ごろに、土砂災害警戒区域等の崖地のパトロールを都市計画課で実施している状況でございます。

○松田委員

◎雪崩パトロールについて

土砂災害もそうなのですが、今年は雪も多く、心配になるのは雪崩について気になることがあります。実は先般、色内小学校のグラウンドの脇の崖から雪が落ちて、パトカーが出動したと、そして、慌てて雪が落ちないように、その雪を人力で落としていたというのを、私、たまたま通りかかったときに見たことがあります。このようなことを防ぐために、雪崩パトロールというのも実施しているのでしょうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）池澤主幹

雪崩のパトロールでございますが、毎年2月から3月にかけて、雪の状況にもよりますけれども、降雪状況を見ながら、雪崩パトロールを都市計画課で実施している状況でございます。

○松田委員

そういうことでパトロールをしているということなのですが、それで危険を未然に防いだという事例とかはあったでしょうか。

○（建設）池澤主幹

雪崩箇所、例えば雪庇ですとかクラックが入っているような状況、そのような状況が確認できましたら、土地所有者に連絡をするという場合もございますし、例えば除雪によって雪が危険な状態になっているということであれば、雪対策課と協力して対応しているような状況でございます。

○松田委員

やはり本当に、昨日の土砂によってJRがとまったとか、また、今、本当に雪解けということでいろいろ心配されることがありますので、この点についてもよろしくお願ひしたいと思います。

◎「雪対策を推進した安全安心な住環境づくり」について

それで次に、最後の質問になるのですが、今年は雪が本当に多くて、私たちが市民の方とお会いするたびに、除雪の問題について話題になります。また、マスタープランのアンケートでも、一番困っていることは何かということの結果では、一番が雪の問題でした。また、周りの住宅、住環境で気になることでの質問の第1位も、冬期間など道路が狭いため、火災や自然災害時などに安心して避難できるかどうか不安に思っている方が半数近くおりました。そして、今後推進すべきと考える重要な住まいの施策は、「雪対策を推進した安全安心な住環境づくり」をどの世代も望んでいるというふうにもマスタープランにありました。また反面、まちなかが住みづらい理由として、「雪処理の場所が少ない」「隣家との雪問題で苦勞する」というのもありました。つまり、市民の方の最高の関心事は冬期間の生活、雪の問題です。今年のように雪が多い年は、各ステーションの方も苦情処理などで対応に苦慮しているのではないかと考えます。

そこでお聞きしたいのですが、本市における雪に対する苦情件数を平成25年度と26年度で比較し、主な内容についてお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

今年度と昨年度の苦情件数についてですが、今年平成26年の3月4日現在でございますけれども3,098件、昨年度は3月5日になりますが3,160件となっております。

主な苦情の内容といたしましては、除排雪依頼ですとか除雪後の苦情といったものが挙げられます。

○松田委員

それで、そのような苦情が入った場合、市で対応できないケースとかについては、どのように対応しているのでしょうか。例えば、他の窓口を紹介したケースとか、そういったものはありましたか。その点についてお聞かせ願ひたいと思います。

○（建設）雪対策課長

市民からの苦情で市が対応できないといった内容につきましては、例えば私道の除排雪依頼ですとか、市の除雪後における玄関口の置き雪、こういったものが挙げられます。私道除排雪依頼につきましては、貸出しダンプ制度の御利用ですとか、また、間口の置き雪につきましては、社会福祉協議会ですとか地域の民生委員に御相談していただくようお願いしているところでございます。

○松田委員

それで、除雪の問題については、北海道では他の自治体でも苦情処理に苦慮しているのではないかと考えるのですが、実は先般、豪雪地帯の深川市では住民からのさまざまな相談を受けているということで、家ごとに異なる除雪の要望にきめ細かく対応し、場合によっては除雪そのものを請け負う、専用の窓口を秋から開設することを考えていると聞きしました。この深川市における専用窓口新設について、本市ではどのように認識しているのでしょうか、

その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

深川市では平成27年秋に総合窓口を開設すると聞いております。深川市は快適に暮らせる環境づくりを目指しまして、市民からの相談内容に応じた除雪業者の紹介ですとか、又はみずからその除雪作業を行うといったこと、また、高齢者や母子家庭などに対して助成金を支給するといった事業も行うと聞いております。

相談窓口の業務内容につきましては、まだこれは詳細がわかっておりませんので、今後、詳しい内容の聞き取りなどを行っていきたいと考えております。

○松田委員

今回の一般質問の中で我が党の千葉議員も除雪弱者の対策について質問しておりましたが、私は、この深川市の除雪専門窓口というのは大変にいいことであると考えます。ぜひ本市でも導入に向けて検討してもらいたいと思うのですが、この点についての御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

先ほども申しましたが、深川市では平成27年度の秋から開設すると聞いておりますので、まず深川市で実施した状況ですとか、開設後の問題点など調査してまいりたいと考えております。

○松田委員

◎除雪費の予算の組み方について

次に、先ほど除雪費の追加補正の報告がありました。このことは私も何回か質問させていただきましたが、補正額が億単位であるということで、天候によって補正も必要かとは思いますが、それにしてももう少しこの何回も億単位の補正を繰り返すというのではなくて、初めから当初予算の組み方などについて、改善の余地があるのではないかと考えるのですが、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

除雪費の予算の関係についてですが、市の財政的な考え方もございます。また、気象条件によっては、その金額が大きく左右されることから、当初予算におきましては、穏やかな気象を想定した予算を計上いたしまして、状況に応じて適切な時期に適正な金額を計上してまいりたいと考えております。

○松田委員

前にも言いましたとおり、初めから予算を組んでいるか組んでいないかで、やはり市民の方の安心度も違うと思います。確かにそのときの天候によって、金額が左右されるということはあると思いますが、適切な予算措置についてよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎広告板の落下対策に関する督促の未実施について

まず、広告板の落下事故に関する督促業務の未実施ということで、皆さん質問されておりましたが、印象として、一昨日の予算特別委員会でも生活環境部で、いなきたコミュニティセンターの利用料金のそごがあつて、報告をされておりましたが、そういうのを見るにつけ、やはり財政再建で市職員の方が相当削減をされて、この建設部も私が議員にならせていただいてから、かつては建築都市部と土木部と分かれて二つの部の体制でやられたところが、今、建設部の一本になっているということで、そういう中で苦肉の策としてグループ制などもとられて、業務の効率化なんかを図っていらっしゃると思いますが、財政がどんどん縮小していく中で、職員の方も、ある意味では人数がどんどん減って、業務内容は逆にいろいろ増えているところがあつたり、また、国からのいろいろな業務も含

めて、法令なり国の基準が猫の目のように変わったりして、それについていくようなこともあると伺っております。大変御苦勞をされていると思いますが、とにかくそういう事故が、見落としかがないように引継ぎ等も含めてやっていただきたいなど。大変でしょうけれども、そういう御苦勞もわかりますが、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。これは質問ではありません。

◎空き家バンク制度について

住宅マスタープランを出していただいて、この中にも私がずっと課題にして議論させていただいております空き家の利用についても掲載していただいたことについては、まことに感謝をしております。これはやはり政策として、どのまちも苦勞をしていろいろおやりになっているところです。予算特別委員会でも、総務部にもお聞きをいたしました。空き家の対策については新しい部署を設けて、人員も配置をして、特段の対策をやっていききたいということはお聞きをいたしております。ただ、意見としては、危険空き家に対する対策を主に答弁されておりましたので、空き家の利用について特段の今アイデアなりがあるかということになると、なかなかそういうお話は聞くことができませんでした。

今日いただいたものですから、しっかり読み込むことができませんでしたけれども、90ページにこのようなチャートがあるわけですが、図の4-3というものですよね。結局、空き家・空き地バンク制度、今も本市は持っているわけですが、この空き家・空き地バンクの運用の仕方は、このチャートで言うと、ほとんど現在と変わらないようなチャートになっていると思います。

結局、予算特別委員会でもお話し申し上げましたが、本市の場合は、ある程度大きなまちですから、住み替えもされますし、便のいいところについて、そういうところの空き家については、民間の事業者がそれを取り扱って、銀行の融資も信金などが一生懸命やられているものですから、比較的成約をされているわけですね。

問題なのは、基本的にはそういう空き家ではなくて、今回、調査されるのでわかってくると思いますけれども、いわゆる危険空き家でなくて、その中間の、ある意味では一定年数がたって、なおかつ少し不便なところにあるという空き家ですね。民間の事業者が手をつけられない、いわゆる無価値とは言いませんが、価値が高くない、経済的な価値の低い空き家が基本的には危険空き家になっていくような、そういう流れをとめられないでいるわけです。問題なのは、そういうところに基本的にはターゲットを当てて、それを利用していただくような流れをつくっていくということが、一番重要だと思います。そういうものに対する対策をいろいろ考えて、他都市もやっつけやるので。

新聞報道では、2月19日の北海道新聞にも載っております、その後フォーラムをおやりになって、私どもが前にも報告をさせていただきました九州の大分県竹田市の担当の方が北海道までいらしゃって討論もされているということでございました。何か私も全然認識がなかったのですが、しりべし空き家BANKといって、小樽市、積丹町、赤井川村を除く後志管内17町村でおやりになっている。新聞報道だけでしか私はわかりませんが、結局そこそしりべし空き家BANK、頑張っとうまくいっているようです。仲介をされて、今も登録が不足しているということで、賃貸と売買の両方ですが、平均200万円から500万円程度で、都市から移住した人が賃貸をされていて、お試し移住ではないのでしょうか、その後、このバンクを利用して、見つけられて、移住をされて、住宅をお求めになるということで、流れができています。

こういう他都市の状況も含めて、これだけいろいろ議論になっているわけですから、調査もされたり、情報も集めていらしゃると思いますが、今後、新たな部署を設けるので、たぶん当然建設部のほうからもされると思いますけれども、どのように今申し上げたような課題を解決していくのか、抱負でも結構でございますので、お聞きをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○建設部西島次長

空き家対策の専門部署が建設部内にできるということで我々も伺っております。どのような人材が配置されるか

というのは、6月1日の人事異動を待ってということで、今、委員がおっしゃったように、まずは少し危険な空き家というのがやはり早急な課題なのかと思っておりますが、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた計画づくりですとか、そういった業務が主たる業務になっていくのかと思っております。まだ業務量がどの程度のものになるのかというのが、なかなか見えてきていない部分があるのと、当然その特別措置法の中では、空き家の活用というもうたわれておりますので、それについても何らかの対策はとっていかなければならないと思っております。ただ、何回も申しますが、まだ業務量が見えていないものですから、タイムスケジュールもまだ立てられないような状況でございますので、そのような課題というのは十分、今までの空き家・空き地バンク制度も決してうまくいっているというようには思っておりません。かなり健闘はしているのですが、他市の事例に比べるとまだ不十分などところもあると思っておりますので、そういったところに課題意識を持って、今後も空き家の活用については検討していきたい、その新しくできる部署の中で検討していきたいと考えております。

○山口委員

以前にも大分県竹田市の報告の中でいろいろ事例をこの場で申し上げましたが、少なくともホームページは上手につくっていらっしゃるようで、いずれにしても登録をされた空き家については、当然外観の写真ですよ。それから、内部の写真ですよ。希望の価格と条件等も書かれておりました。現場に行かないとわからないと思えますけれども、競売物件でも写真が相当、一般の裁判所で閲覧できる資料等も、部屋の間取りがわかるような写真の資料と外観も含めて載っております。市のホームページでも同じようにそのようなものをきちんと載せて情報として出していくということをされると、興味を持たれたり、問い合わせがあったりするということになるでしょうし、また、空き家をお持ちの方も、こういうふうにやっていただけるのであれば、私どもも登録をしようという、掘り起こしにもつながってくるのではと私は考えております。インセンティブについては、このなかなか厳しい予算の中でやれるのかどうかわかりませんが、竹田市は基本的には改修についても、移住者に限りますけど、物件を買って改修される方について、上限100万円でついたりしているわけです。さらには、ある意味では就業支援というか、それもセットである程度お世話もするということで、非常にきめ細かで丁寧な政策をとっていらっしゃいますので、どこまでできるかわかりませんが、そういうことも含めて、特に若者移住の札幌圏の方々の小樽への移住も含めて、一定程度可能性があると思っておりますし、あと本州からの移住者、これはどちらかというとりタイアされてからが多いのかなと思っておりますが、そういう方々の移住も含めて、また、二地域居住としての住宅の価値ができてくることも基本的にはお話を申し上げましたので、そういうことも含めてぜひ検討をして施策の中に盛り込んでいただくようお願いをしておきたいと思っております。

これで質問は基本的には今の件については終わります。答弁は要りません。

◎除雪費について

もう一つは、除雪の費用がまた余計についてくるのです。17億7,400万円ということで、確かに雪は多かったのです。12月、1月は確かに降りましたが、2月に入って雪あかりの道、毎年私は10日間ずっと現場にいたのですが、雪の質が年々変わってきています。雪あかりの道、当時始めたころは、必ずバケツに水をくんで、その水を使いながらいわゆるあんどんをつくらないとできませんでしたが、10日間のうち、今年は修復も含めて、基本的には水を使わないでほとんどができたのです。要するに、本州のべた雪なわけです。非常にやりやすかったです。水を使う日が2日ぐらいしかなかったと思います。だから、プラス温度ですよ。雪あかりの道が終わったら、もうほとんどプラス温度で、雪が解けていくような。だから、雪解けは物すごく今早いです。

私の家は少し高台にあるので、屋根の雪がずっと積もっているのが見えます。現在、多くの家は無落雪ですから、雪が屋根の上に載っているわけです。やはり物すごく大雪の年は、無落雪の家でも、皆さん上に上って雪おろしをされます。今年見ていましたら、いつか1メートル以上載っていたりして、このままいったら大変だと思っておりましたが、雪庇ができたものですから、雪庇についてはおろされることが結構あったのですが、おろされるところ

がほとんどないわけです。

除雪について、少し私は見えていますけれども、排雪、トラックはどんどん来るのですが、やはり雪の重さがあるのかと思うのですけれども、これまでより積まれる雪の量が少ないような気がします。重いから積まないのかなど思ったのですが、我々のところは公園にも捨てるのですけれども、基本的には勝納ふ頭まで持って行くのです。その回数はやはり増えていくのでないのかと。

量ベースでは基本的には変わらないのですが、雪の重さは明らかに年々重くなっていますから、経費もかさんでいるのか。だから、ある意味では、確かに大雪だというのは書いていますが、この程度の雪で17億円を超えるような除雪費が積まれていくとなると、これから重い本州並みの雪になっていったらすると、これは毎年15億円を超えるような金額がずっと積まれていくのではないかということで、少し財政が悪い中、ここは財政部ではないのですが、少し心配しているところがあります。原因が、報道等でも、また説明等でも聞いておりますが、いわゆる積雪の量が多いと。もう一つは、降雪量が多いということも聞いておりますが、今の時点で積雪が例年よりも多いのだということもおっしゃっていますが、それだけの理由で補正を2億円また積まなければいけない事態になったのではないかと、私は今のような話で少し勘ぐるわけですけれども、雪の質が変わったことについて、予算が増えたのではないかと感じるところがあるのですが、そういうことはないのですか。

○（建設）雪対策課長

確かに年々除雪費が上がっている。昨年、15億6,300万円という決算になりましたが、昨年からそういった面で上がったというのが、社会情勢の変化ということで人件費も非常に上がっております。また、電気料金も上がっております。そのほかに消費税も5パーセントから8パーセントに上がったと。今回、補正後の最終的な予算というのが17億7,400万円になったということで、そういった要素を考えますと、昨年度からの社会情勢の伸びというのが大体2億円ぐらいあると。ですから、金額的には確かに昨年度よりも伸びていますけれども、社会情勢の変化といったようなものもあると思います。

また、今年、気象状況で申しますと、12月というのは、非常に降雪量が多かったといった中では、観測史上1位を記録するような気象状況にもございました。また、その後、今年は寒気とか暖気が非常に繰り返したような状況でして、雪の質が非常に密度が高いといえますか、そんなような状況になっています。そんな状況も含めまして、天気がいい日も確かに多かったのですが、なかなか積雪が下がらないといったような状況も気象庁のデータでも伺っています。そんなこともありまして、今年については、その暖気による影響、いわゆるわだちですとか盤崩れ、こういったものが非常に多く発生しております。また、排雪量も確かに伸びています。これは暖気による影響もございまして、盤が崩れたことによって、積雪が多い中で排雪をしなければならない必要が生じたということも要因であると考えております。

○山口委員

今おっしゃったように、雪がある程度、基準が1種路線で10センチメートルと2種路線が15センチメートルでしたよね、それで除雪の出動をします。そのようになっていますが、今年は、暖気と寒気が交互に来て、暖気である意味でわだちができたり、要するに車も腹をするから出動してくれという要望もあったと思います。ずっと圧雪の状態であれば降っても交通の妨げにはならず、スムーズに通れるわけですが、暖気が来ると雪もざくざくになり、わだちもまた掘られて通りにくくなるような事態が結構あるわけですから、結局、そういう交通の確保という意味で、除雪の回数、路盤整備のために出動する回数も相当増えたのではないかと、そういうことがこういう除雪費の増加につながっているのかなと思っております。

基本的に、これまでの除雪の体制、出動の仕方で行っていくと、雪がこのような形になっていって一定量降るということはもうわかりますから、調整するときもあるかもしれませんが、今はまだ財政調整基金を取り崩して除雪費に回しているようなことができますが、できなくなったときには、財政の手当は大変だと思います。そのような

ことも、考えないといけないのです。

そういう意味で、私は以前にも貸出しダンプ制度のことを質問しましたが、貸出しダンプでも結構な金額がいつているのではないですか。貸出しダンプ制度というのは、あくまで市の除雪の補助的な制度であるということになっているのですが、町会によっては誤解をされて、ある意味では市の除雪で行き届かない部分については貸出しダンプでやるのだということで、お年寄りが増えると毎日除雪をやっていますから、本当にもう春のようにきれいにしているわけです。庭の雪も出します、とにかく貸出しダンプ制度の趣旨から外れて、ある意味では少しやりすぎぐらい、貸出しダンプの場合は、きれいに持っていきますからね。本当に側溝の上の雪まで持っていきますから、境界ぎりぎりまでやりますので。基本的に日数も 6 日間ですか。だから、範囲も基本的には普通の素人がやっても 3 日ぐらいで済むところを、基本的には日数をかけてやっているわけです。1 回とってはまだやったりすることもやっていますので、多少パトロールでそういう部分の出し入れについては尽力されているようですが、やはり誤解をされている部分があると思います。そういうことも含めて、除雪の懇談会などで、配布するチラシに、あくまで住宅の雪等は自分で処分をしてください、道路に出さないでくださいと書いてあるわけです。貸出しダンプになると、要するに基本的に自宅の雪を出して持っていってもらえるものですから、どんどんお出しになっていると。住民は重機の分しか払いませんが、貸出しダンプを請け負う業者も、要するにダンプでも持っていく回数は雪の量で逆に増えていくものですから、やはりどんどん出しなさいということになるわけです。そういう制度矛盾がありますから、財政の豊かなまちではないので、そのようなことも含め、制度の趣旨に沿って徹底していただくようなことをしないと、ますますそういうことが普及して増えていってしまうということになりかねません。一度、除雪の体制については、大変難しい問題ですが、住民はとにかく除雪については、先ほどの苦情の件数、3,000 を超えるような件数が毎年来るということは、住民の要望がそれだけ大きいということです。無制限に聞いていると、どこまでもお金がかかりますので、そういう意味で言うと、やはりしっかり住民に理解をしていただけるように、除雪懇談会も毎年同じような話ではなくて、財政の状況もきちんとお話をされて、除雪のあり方についても、きちんと説明をしていただくと。貸出しダンプ制度についての利用についても、しっかりと趣旨を徹底して、理解をしていただくようお願いをしていただきたいと思います。

もし答弁をしていただければ幸いですので、私の質問を終わります。

○建設部浅沼次長

確かに除雪費につきましては、ここ数年、毎年、最大を更新しているということで、その要因としては、先ほど課長からも説明がありましたが、人件費、電気代、それから消費税等の要因も確かにあります。それと、今年の場合で言いますと、雪が早期に12月から降ったものですから、貸しダンプの申請もかなり増えております。そんなことで昨年と比較すると、先ほど課長がお話した、市の総合除雪の排雪量が増えたというのと、あと貸出しダンプ制度の申請が増えたという要因があります。

除雪サービスをどの程度の水準に保てばいいのかというのは非常に難しい問題でして、それこそ市民の理解を十分に得る必要があるのだろうと思っています。除雪懇談会とかでは、先ほど委員もおっしゃっていたように、市としても、この貸出しダンプ制度については、あくまでも道路の雪を対象にしていますので、住宅等の雪だとか、駐車場の雪だとか、そういうものについては出さないでほしいということをお願いをしていますし、パトロール等を実施して、そこら辺も全部ではないのですが、確認しながらやっているという状況です。ただ、いずれにしても財政的なこともありますので、どこまでも増えてもいいのかということではないものですから、そこら辺は課題も多いと思いますけれども、いろいろと考えていかなければならないこともあるのだろうとは思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安齋委員

報告を聞いてということで質問をさせていただく予定でしたけれども、3点ほど、広告板の落下対策に関する督促業務の未実施と除排雪の補正予算に関連して、それに付随して砂の回収について少し質問をさせていただきたいと思います。

◎広告板の落下対策に関する督促の未実施について

まずは、広告板の件について、そもそも報告をしてくださいということをお願いして、所有者が報告してくれない、御協力を得られないということは残念だということはあるのですが、督促をしていなかったというところにも責任が大いにあると思います。ただ、当時、現在の課長は課長でなかったもので、そういった組織の問題でもあるかとは思いますが、市民からすると、税金を滞納して督促はすぐ来るのに、何でもかようなところの督促はすぐやらないのだ、これがたぶん市民感情だと思います。この指摘は今後たぶんメディアにも言われてしまうかと思っているのですが、まず1点質問をさせていただきます。

当時、もうたぶんわからないかもしれないのですが、どのようにその督促を出せという指示をして、どうしてできなかったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○建設部西島次長

当時の建築指導課長でございます。平成19年6月にこの事故がありまして、建築指導課には毎年、年2回、防災週間という行事がございます。防災週間では、当然人が多く集まる建物の防災査察ですとか、それから防災に関する市民への周知ですとか、PRですとか、そういった防災全般にかかわる業務を毎年、年2回行っております。その中で、何か事故が起きた場合には追加でこういったことをやりなさいということで、そういった国からの通知又は道からの通知が来ているということでございます。19年に、6月の事故がありまして、8月の防災週間の通知にそういった項目が加えられたということで、新たな項目だということで、まず1発目の調査というのを実施したということでございます。それに基づいて報告をしたということなのですが、それ以降の通知の中で、申しわけないのですけれども、いろいろな項目がある中で、その部分を本当に完全に見落とししてしまったという部分で、それが課の中で誰一人気づかなかったのかと言われますと、それはもう言いわけのしようがないのですが、最終的に課長の段階でその部分を見落とししてしまったということで、その後はその督促についての業務をその時点で行っていないものですから、前の年もやっていないということの繰り返しで、恐らく一番悪いパターンの前例踏襲という、そういうパターンに陥ってしまったということで、大変申しわけなく思っております。

○安齋委員

当時の課長にそこまでおわびしていただくというつもりで質問したわけではなかったのですが、御丁寧にありがとうございます。

悪い意味の前例踏襲をしてしまったということで、やはりこの組織的なことで、先ほどもチェックリストをつくるうんぬんとありましたが、そういった小さなミスはあると思うのですが、組織でちゃんとチェックして補えるような形にしていきたいと思いますと思っております。

また、それを今後どのようにしていくかというところは、たぶん新聞報道でも大事だと出ていました。例えば督促をやっても、また来ないかもしれないし、督促をして、では調査をどうやってするのだと。高いところではお金がかかるとかということもあります。そういったところをどのように市として監督責任をお持ちになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○建設部西島次長

今回の調査は法的に求められているものではないものですから、どこまでの強制力があるかということはあるのですが、基本的には調査をしていただきたい、こういう注意しなければならない点についてはきちんと説明した上で、こういったところを重点的に見ていただきたいということで、報告がなかったところについては、そういった

ことも含めて改めて督促をきちんとしてほしいということが一つと、それと先ほどもありましたが、我々が行くのは目視でしかないのですけれども、その結果の報告を基に、基本的にその目視で確認をしていくということも今後やっていきたいと思っています。

○安齋委員

今回、10年程度経過してのことで、他方では危機感が足りなかったのではないかという御指摘もあると思います。報道機関からのアンケートということで、今回判明してよかったですし、その間に事故がなくて、本当によかったという、安心と言ったら悪いですが、そういうところでよかったとは思っております。ただ、やはりもう既に今後されるということですから、ぜひそういったところを抜けないでやっていただいて、また当時の部分であったのですが、判明した課長が全部責任を持ってしまうということもかわいそうだと思いますので、組織的にしっかり取り組んでいただきたいと思って、この質問は終わりたいと思います。

◎除雪費の補正について

次に除雪の補正の部分について、山口委員からもるる質問がありましたけれども、浅沼次長が先ほど排雪量が多くなったということをおっしゃっていました。我々としても、いろいろ御説明を聞いて多くなったというのはわかるのですが、では一体予想よりもどれぐらい多かったのかと。何でこの2億円なのかというところの数字の根拠を示していただいたほうがわかりやすいと思います。多くなったというところはどの部分の予想をしていて、どれぐらい多くなったのか、この数字の根拠をお示しいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

当初予算でございますが、穏やかな気象を想定した形になっておりまして、それからはおおむね、12月にかなり雪が降ったということで、除雪の回数もかなり増えました。その後は、この予想を立てたのは1月21日、1回目の専決のときに立てた次第でございます。このときの実際に入った実績とそれ以降、今後降るべき雪を想定した中で回数を設定して行っておりました。ただ、その後、気象、降雪は少なかったのですけれども、やはり暖気という状況がやってまいりまして、先ほど申しましたとおり、不陸が非常に多く発生した、こんなことによって除雪の回数が増えてしまったといった、そんなような状況でございます。

排雪につきましても、降雪、積雪量は少ないのですけれども、累積積雪深、いわゆる積雪をならした数字で申しますと、やはり昨年よりも多かったと。これにより排雪が増えたことによって、当初想定した数値よりも多くなったということで補正を組ませていただきました。ただ、この補正を組んだ後に、やはり暖気が来たということで、積雪が多いところで排雪が増えた。本来、生活道路といいますのは、シーズンの後半にやるべき、一定程度雪が低くなってから行うというのが生活道路の排雪路線なのですけれども、盤が壊れたことによってやはり積雪が多い中で排雪が増えた、やらざるを得ない状況になったということで排雪が増えた、これに伴いまして当然、雪堆積場における受入れ量も増えた、これに伴って貸出しダンプの利用も増えたといったことがこの除雪費の増加につながった要因というように考えております。

○安齋委員

何回から何回増えたかというのもあればうれしかったのですけれども、そこは今、資料がないということでそういった答弁になったかと思いますが、市内いろいろ、2月、3月で見せてもらいましたが、まさにおっしゃるとおりで、うちの地域のほうもがたがたになって、さらに2月後半から3月初めぐらいに、この時期に、ああ、排雪が入るのだなという感覚もありました。ですので、そういったところが多くなっていったのかなと。本当にもう、ただ盤が圧縮されていて、どんどん解けていけば、そのままよかったのでしょうかけれども、解けてはがたがたのまま凍ってしまって、排雪しなければいけなくなると。これは十分理解させていただきます。

ただ、市民としては、雪が降っていないのに、何でこの時期に2億円補正するのだろうという感覚になると思うのです。ここの理解をどう得られるかによって、今後、来年度の予算編成のときもまた、何であんなに17億円もつ

けたのにまた10億円でやるのかとなってしまいますので、ここの理解をしっかりと得られるような予算編成と情報の提供の仕組みをつくっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

当初予算については、先ほどもお話しいたしましたが、やはり穏やかな気象を想定した中での当初予算と。そして、気象状況、降雪も積雪も、そして累積積雪深も、今回ひっくるめた形で総合的にこのような除雪費の増加というのにつながりましたけれども、どういった要因で除雪費が増えるのかというのがわからない中では、やはり当初予算というのは通常考えられる穏やかな気象の中での予算を考えた中で、その都度、適正な時期に適切な予算をつけていくといった形がよろしいかと考えております。

○安齋委員

先ほど、社会情勢によって2億円ほど上がっているという答弁がありました。そう考えると、当初予算の部分も、穏やかな気象状況での計算であれば、毎年穏やかな気象状況でいけば、9億円から10億円ぐらいでしたよね。2億円上がっているのだったら、単純計算ですけれども12億円ぐらいになるのではないかと思います。ただし、毎年10億円で少し補正、今回入れて5,000万円足してくれましたよね。そうすると、2億円上がったのに、今までよりも2億円上がっていないのではないかと。そうすると、除雪回数とかも少なく見ているのかという考えになってしまうのですが、これについてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

大体11月ぐらいに大体予算というのは組み出していきますが、昨年度の予算を組んだ段階では、先ほどの人件費が上がりました、電気料金が上がりました、そしてさらに消費税ということもあったのですけれども、そもそも人件費とか電気料金につきましては、その予算を立てる段階でまだ未確定でございました。人件費につきましては、翌年のたしか2月だったと思うのですが、上がった。電気料金については、9月だったと記憶していますが、そのころに上がったということで、予算を組む段階ではその分を加味した形はできませんでした。いずれにしても、予算を組む段階では、そういった社会情勢の変化がわかっているならば、それを加味した中で予算をつくっていくような形になっていくかと思えます。

○安齋委員

4月からまた電気料金が上がるということで、収入が増えないのにそういった社会情勢的な支出ばかり増えるので、これまた大変だと危惧しているところですが、いろいろな方法を考えて、何とか市民の安心・安全を確保していただきたいと思います。

雪解けの後の話をしようと思って砂まきと言っていたのですが、結構な雪が降ってしまって、今、除雪作業をストップさせている段階ですけれども、今回、これでまた降れば、除雪・排雪作業をしなければいけなくなると思うのですが、結局予算があふれた分だけですよね。これでまた入るとなると、追加補正とか、そういう考えになってしまうのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

この2億円の見込んだ中といたしますか、降雪については、ほとんどこれから10センチメートル程度の雪であれば解けていくのではないかと考えています。除雪もある程度は見込んでいますけれども、よほどの例えば20センチメートル、30センチメートル降った段階では入れるような形の予算計上はしています。また、排雪につきましては、生活路線で盤が壊れた部分については計上していますけれども、一定程度、道路の幅ですとか堆積するスペース、ここら辺があいておりますので、また解けることも勘案して、今の2億円の中では最低限の分しか見込んでおりません。

○安齋委員

何とか降らないでいただきたいという神頼みということですね。

◎砂の回収について

では、砂の回収についてですが、昨年の第 2 回定例会で私から質問させていただきまして、雪が解けてくると、今度はだんだん路面が乾いて砂ぼこりというか、そういったところがどんどん出てきます。町会でもごみ拾いをやったときに、もう砂がひどい状況で、自分たちで回収してやってきたというのがあるのですが、業者でもやっていただけることはやっていただけるのですが、あまりにも昨年、遅いなという感じがしました。ですので、ぜひ今年は早めに動いていただきたいのと、町会にもたぶんお願いするということになると思うので、そのときに砂を入れる袋だとか、回収の作業をお願いするにはマスクとかも結構必要なので、そういったところも何か町内との協力のできないのかと思うのですが、これについてまず御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）建設事業課長

昨年の 2 定で御質問がありまして、我々も話をさせていただいたかと思うのですが、まず、業者の関係でございます。新年度からの予算でございます、その執行ということになりますから、例年と変わらず、4 月 1 日の契約ということで進んでいくことにはなります。気象状況にもよりますが、昨年などは少しお話しさせていただいた中では、やはり 5 地区に分ける人力の清掃などはそうなのですが、全くやったことのない業者が当たると、そのパトロールから始まって、路線選定に時間を要すというところを少し考えなければという話をさせていただいてきたかと思えます。

それで、今年度の発注につきましては、その 5 地区につきましては、路線選定を我々で例年の結果と、そしてまた、これからも少しあるのですが、こちらの路線に入ってくれという形で一定程度指定しまして、実施をしていこうと思っていますので、作業にかかる時間、昨年よりは少し短くできるのかということも 1 点は思っています。

それで、市民の方の御協力の件なのですが、それにつきましても、12 月の広報おたるに、結局、欄の制限がありまして、非常に短くなってしまったのですが、砂まきボランティアの方には回収もお願いしたいということ掲載しておりまして、それで実際砂まきボランティアに、砂を持っていくときなのですが、従前からペーパーには回収もお願いしたいと書いてあったのですが、今年は砂を持っていく土のう袋に、回収にも使いますということで、赤い文字でその旨を書かせていただいて、一言そういうことなので回収をお願いしますということ、配るときにやったような部分もあります。それで、また広報おたるの 4 月号にも、短くなってしまいかもわかりませんが、そういう部分の中で御協力をということ、また載せられればと思っています。

それで最後に、マスクなどのというのはなかなか我々では難しいかと思っておりますので、何とか袋の回収ですか、極力早めの回収などに努めて今シーズンは取り組んでいきたいと思っています。

○安齋委員

この雪が降る前に、雪が解けたもので、自転車でちょっと走っていたら、そのときでも、もう雪が大分解けていますので砂ぼこりがひどくて、目にも入ってくるし、口もあけていたら砂だらけになるし、たぶん今年ももしかしたら早いのではないかと思います。ですので、そういった対応をしていただいたのはありがたいのですが、それによって、ではどれぐらい早くなるのかというところが気になる場所なのですから、昨年と比較したら何日程度早くなって、回収作業もスムーズに、効率的に行われるのかというところを伺いたいのですが、わかりますか。

○（建設）建設事業課長

実際、現地に入るのがいつになるかというのは、基本的に気象状況ですとか、雪の解けぐあいによりまして、いつから入れるとか、いつになるというのは具体的には数字で申すことは少し難しいかと思いますが、繰り返しになるのですが、雪の解けぐあいが例年どおり、昨年のようになったときには、絶対できるとも言えませんが、一定程度の中で、早めに入れるような努力はしていきたいと思っています。

○安齋委員

私も市内状況をいろいろ見て回りますので、情報提供させていただきまして、ぜひ早めの取組をしていただき

いと。また、入学シーズンも入ってきますので、私によく話が来るのは、入学時期の子供を連れていったときに、子供たちの目に入るとかという、そういった声なので、ぜひ対応していただきたいと思いますし、業者にも初めてだからとかではなく、税金で委託契約していますので、そこら辺はプロ意識を持ってやっていただきたいと思いません。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時44分

再開 午後 5 時24分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○新谷委員

日本共産党を代表して、継続審査中の陳情は全て採択を主張し、討論を行います。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてです。

日本共産党は、これまでも議会で予算の増額を求め、せめて前年度残した予算を上乗せすべきという質問を行い、陳情を採択するよう主張してきました。

住宅リフォーム助成制度は、3年間で抽選件数は659件、実際に制度を利用できたのは合計303件で、全体抽選件数に対しても45パーセント程度でした。補助金は3年間で962万7,000円も残してしまいました。昨年の第4回定例会で報告があった施工業者のアンケートでは、リフォーム施工件数は昨年同時期と比較して「減っている」が30パーセント、請負金額も「減っている」が40パーセントと、どちらも過去2年間の比較で最も多い数字でした。アベノミクスによる資材の高騰、消費税増税など、経営を圧迫していることがうかがえます。3年間のリフォーム工事は総額7億4,070万6,000円、少なくとも補助金を残さず使うと、さらに地域経済に貢献したのは明らかです。

建設常任委員会が勉強をして、全会一致で可決して始めたこの制度、市民の予算増額の陳情に対して継続審査のまま流してしまうというのは、この建設常任委員会で一体何を目的としてやってきたのか、皆さんの良識が問われます。

(「そこまで言うか」と呼ぶ者あり)

そうです。

それから、この建設常任委員会として陳情を採択していれば、経済効果はもっと上がり、今後始めるエコリフォーム助成制度にもつながることですから、最後、陳情を採択してください。

陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について、第740号市道御膳水仲通線の側溝改修方についても、これまで述べたとおりで、採択を求めます。

議会も最後です。市民の陳情を継続審査で流してしまわず、議会として住民が困っていることに対し、採択することによって一歩前進になることは明らかです。

皆さんの賛成をお願いして、討論といたします。

○安齋委員

陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について等陳情について討論いたします。

住宅リフォーム助成制度は、前回の改選前から議員の皆さんが試行錯誤し、勉強をし、積み重ねてきたものを今任期で形にし、ようやく制度として予算も計上されてきました。この間、西島次長に当時の住宅課長としていろいろ

ろと勉強をしていただき、3年間、いろいろと改善をして、ようやくこの形になってはきましたが、財政、限られた財源がありますので、その中で何とかいろいろやりくりはしてきましたが、やはりもう少し予算があれば経済効果もあったかなと思っております。

ただし、この間の皆様の創意工夫については、大変評価させていただきます。今後のエコリフォームにおいて、この3年間の部分をよりよい方向に生かしていただきたいと思っております。

また、今回の増額方についての陳情も、市民からのこのような御要望もありますので、それも加味して予算等々計上していただきたいと思っております。

また、陳情第312号、第740号については、本来であれば市民の方からのお声ですので全部マルという態度ができればいいのですが、限られた財源と社会情勢もありまして、なかなかマルにできないということを変に残念に思いますし、今後、こういった声を聞いて、よりよい政策等に生かしていただきたいと要望をしまして討論を終わります。

また、陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方については、各会派の賛同を得られるようお願い申し上げます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号及び第740号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、今任期で小樽市議会を勇退される委員の方から、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

10山口委員

挨拶の場をいただきましてありがとうございます。

平成15年に当選をさせていただいて、当初4年間は経済常任委員会に所属しておりました。経済常任委員会では、私はずっとまちづくりを、運河等を主にやらせていただいて、かかわらせていただいた中から議員にならせていただいたものですから、まず、観光によるまちづくりということで、経済常任委員会でいろいろ議論させていただきました。

その中で、新たな観光拠点の整備というのが必要ではないかと。議論を重ねる中でそういう確信を持ちまして、

基本的には堺町と運河かいわいだけの狭いエリアの観光ではいずれ飽きられていくのです。観光都市として確固たるものにするためには、新たな拠点の整備が必要ではないかということで、港湾に関する議論を経済常任委員会でさせていただいて、小樽港将来ビジョンをつくっていただいて、それが下敷きになって今の港湾計画の改訂につながったと思っております。

旧国鉄手宮線については、やはり運河の歴史的価値にまさるとも劣らない本市の重要な歴史資源だということで、活用についての議論もさせていただきました。

天狗山についても議論させていただいて、ようやく計画の策定ができて、新たに今、再開発、リニューアルが始まるものだと思って期待をしております。

建設常任委員会に移らせていただいてからは、ここにいらっしゃる方々、特にまちづくり推進課と私はずっと話をしておりまして、アポもとらないで部屋にお邪魔をいたしまして、議会の場だけではなくて相当お仕事のお邪魔をさせていただいていたと思っております。そういう中で本当に真摯に議論も重ねていただきまして、大変な御苦労をかけたわけですが、思い起こせば水道局長がまちづくり推進課長で長くいらっしゃったときに、そういう中で景観条例の範囲拡大も大変な御苦労だったと思いますけれどもやっていたいただきましたし、旧国鉄手宮線についても、いろいろな議論をさせていただきました。取得整備もやりましたし、駅前の歩道橋の撤去も経済常任委員会のときからお話をしておりましたが、中央通の拡幅事業に伴って、大変反対もあったわけですが、そういう中でも粘り強く交渉をしていただいて撤去につながって、今は駅から真つすぐ海が見えるような景観が確保できたと思っております。寄附条例も含めて、実際、総務部企画推進室が担当だったわけですが、実務はほとんどまちづくり推進課でおやりになったと思うのです。そういう中で、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例が制定されて、多くの、1億円を超えるような寄附金が集まったということで、それがふるさとまちづくり協働事業につながって行って、旧国鉄手宮線やその他の歴史的な建造物の保全再生事業にもつながっていくということで、財源のない中でそういう財源手当を、実際それを、私は提起しておったと思いますが、それをやはり一つの組織で条例等を作って実行していただくということについては、行政の本分でございますので、それこそ本当に真剣になってやっていただいたということで、感謝をしているところでございます。

いずれにしても、このまちは、ずっと議論をしておりますけれども、課題が大変多いわけです。地域の現状も、所得がどんどんまちなかから市外に流れていくという構図に変わってしまったわけです。先ほどもお話をしましたが、市職員の方々が財政のない中で職員の削減等をされて、仕事量が減らないのに、ある意味では人員だけ削減されていくような中で、一生懸命おやりになっているのは大変私も行政とかかわりを持って初めてわかったようなところがございます。そういう意味では、本当に皆さん御苦労をこれからもされると思いますが、ぜひとも、このまちはまだまだ十分に、知名度も上がりましたし、ブランド力も4位ということです。京都に次いで小樽ということですから、それだけやはり誇りを持って生きられるまちでございまして、そういう皆さんも誇りを胸に仕事を継続してやっていただけるようお願いを申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

○委員長

御苦労さまでございました。

次に、この3月末をもって退職される理事者の方が4名おられますので、一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。

（理事者挨拶）

○委員長

退職される理事者の方々におかれましては、長年にわたりまして市政発展のために尽くしてこられた努力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして感謝を申し上げたいと思います。

第二の人生におかれましても、健康に十分留意されまして、ますます活躍されることを心から御祈念申し上げる次第でございます。

大変御苦労さまでございました。

散会に当たりまして、今期最後でございますので、一言、委員長から挨拶を申し上げたいと思います。

まず、今期の 4 年間、新谷副委員長をはじめ各委員の皆様、そして水道局長、建設部長をはじめ各理事者の方々には本当にお世話になりまして、私も委員長の任を全うできたと思っております。改めて感謝を申し上げたいと思います。

振り返りますと、委員長として通算 6 年間やらせていただきまして、任期前の 2 年と今期 4 年でございます。何か本当にあつという間でしたが、やはり一番印象に残っているのは、各委員からもありましたけれども、住宅リフォームの助成制度を何とかつくりたいという思いで勉強会を立ち上げて、最終的に条例案を全会一致で可決できたというのが本当に心に残っていますし、印象に残っています。なおかつ、引き続き、3 年の時限立法でしたので、以降、住宅エコリフォームという新しい条例も同じように、メンバーは少し違いましたけれども、各委員、理事者に入っていたきながら勉強会を開いてできたというのは、本当に私自身、誇りでもありますし、建設常任委員会の大きな形を残せたのかなという思いでいっぱいでございます。

思い起こせば平成 19 年、地方自治法が改正されて委員会として議案を提出できるという、そういう大きな節目もあったわけですが、いかんせんやはり各委員、各党派、立場が違って、何とか小樽のために、市民のために何かこれをつくりたいのだ、なし遂げたいのだという、そういう心はやはり持っていて、その垣根を越えてみんなで勉強し合っとういう形にできたということは、何回も言いますが、私は議会の本来あるべき姿の一つかなというように思っているわけでございます。そういう意味では、いろいろな議論をして、多少意見の違いもありましたが、本当にいろいろな意味でまとまってしっかり一つの方向に向かってできた建設常任委員会だったなと、私はこの 6 年間、特にこの 4 年間を通じて感じたところでございます。

いずれにしましても、各委員については、山口委員以外はまた挑戦されるということで、ぜひ議会に戻ってきていただきたいと思っておりますし、私もそのつもりで頑張りたいと思っております。

またこの委員会に所属できるかどうかわかりませんが、今度は質問する立場だと思っておりますので、もしそのときにはよろしくお願ひしたいと思っております。

いずれにしましても、先ほど御挨拶いただいたこれから退職される方々、本当に御苦労さまでしたと申し上げたいと思っております。我々議員だけでは、やはりいろいろなものを、今回のその条例案をつくるにしても、なかなかうまく稼働できないということもよくわかりましたので、一緒になっていろいろなものをこれからさまざま模索して、形にできるものはしていきたいと私自身思っていますし、また、この 4 年間のさまざまな出来事を走馬灯のように思い出していますけれども、本当に皆さんにただ感謝するしかない、そのような思いでいっぱいでございます。

いずれにしましても、皆さんのこれからのますますの御健勝をお祈り申し上げまして、簡単でございますけれども、最後に委員長の挨拶として御挨拶申し上げます。

本当にありがとうございました。（拍手）

本日は、これをもって散会いたします。